

【評価の概要】

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」という。）	
評価対象事業年度	年度評価	平成 26 年度
	中期目標期間	平成 24～28 年度（第二期中期目標期間）

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通省		
	法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	総務課民間事業支援調整室 室長 千葉 信義
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策統括官付政策評価官 山田 輝希
主務大臣		財務省		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課 課長 大津 俊哉
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 升平 弘美

3. 評価の実施に関する事項
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。 （１）外部有識者意見聴取 ・ 機構の評価等に係る外部有識者として、下記 5 名に意見聴取を実施。 ＜機構の評価等に係る外部有識者（敬称略。五十音順。）＞ 角 紀 代 恵 立教大学法学部教授 川 口 有 一 郎 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 中 村 里 佳 公認会計士 村 本 孜 成城大学社会イノベーション学部教授 家 森 信 善 神戸大学経済経営研究所教授 ・ 意見聴取の方法としては、以下の 2 種類を実施。 ①事前ヒアリング（平成 27 年 6 月 15 日(月)～18 日(木)） 各外部有識者より個別に、機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。 ②外部有識者会議（平成 27 年 6 月 25 日(木)） 外部有識者全員に参集いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。 ・ 上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。

4．その他評価に関する重要事項
特になし

【総合評定】

1. 全体の評定					
評定（S、A、B、C、D）	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。		（参考）第二期中期目標期間における過年度の総合評定の状況		
評定に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定）の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均（以下算定式の通り。）に最も近い評定が「B」評定であること及び、下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。 【項目別評定の算術平均】 （A 4 点×4 項目＋A 4 点×1 項目×2＋B 3 点×11 項目＋B 3 点×3 項目×2）÷（19 項目＋4 項目） ＝3.26・・・ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い 4 項目（項目別評定総括表、項目別評定調書参照）については加重を 2 倍としている。	平成 24 年度		平成 25 年度	
		国土交通省	財務省	国土交通省	財務省
		A	なし	A	なし
		※平成 25 年度以前は、国土交通省の総合評定は「SS」「S」「A」「B」「C」の 5 段階評価であり、財務省は総合評定を付与していない。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定の通り、評価項目全 19 項目のうち 5 項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、14 項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の自己評価については、全般的に妥当であると考えているが、なかでもとりわけ評価できるのは東日本大震災対応とリスク管理債権削減についての取組である。
その他特記事項	外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。 ・いくつかの項目に於いては「所期の目標を上回る成果」が得られていると評価でき、全体としては、「所期の目標を達成している」と評価できる。今後、政策機関としてリバースモーゲージの普及などにも今まで以上に取り組んで欲しい。 また、総合評定については外部有識者 5 名全員より、「B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる」と評定できるとの意見があった。

【項目別評定総括表】

[illegible]

※平成 25 年度以前の年度評価においては、国土交通省（上表及び以下「国交省」と記載。）は「SS」「S」「A」「B」「C」の 5 段階評価、財務省は「S」「A」「B」「C」「D」の 5 段階評価である。

※重要度を「高」と設定している項目については標語の横に「○」を付している。

中期計画（中期目標）		年度評価						項目別 調書No.	備考	
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	平成 27 年度			平成 28 年度
		国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省					
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項										
	組織運営の効率化	A	B	A	B	B			2－1	
	一般管理費等の軽減 業務・システム最適化	A	B	A	B	B			2－2	
	入札及び契約の適正化	A	B	A	B	B			2－3	
	適切な内部統制の実施、積極的な情 報公開	B	C	A	B	B○			2－4	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項										
	収支改善	S	A	A	A	B○			3－1	
	リスク管理の徹底等(1)～(3)	S	A	A	B	B			3－2	
	リスク管理の徹底等(4)～(9)	A	B	S	A	A			3－3	
	予算（人件費の見積りを含む。）、収 支計画及び資金計画	-	-	-	-	-			3－4	
Ⅳ	短期借入金の限度額	-	-	-	-	-			4－1	
Ⅳ -2	不要財産又は不要財産となること が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画	-	-	-	-	-			4－2	
Ⅴ	重要な財産を譲渡し、または担保に 供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-			5－1	
Ⅵ	剰余金の使途	-	-	-	-	-			6－1	
Ⅶ その他の事項										
	施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-			7－1	
	人事に関する計画	A	B	A	B	B			7－2	
	機構法第 18 条第 1 項に規定する積 立金の使途	-	-	-	-	-			7－3	
	宿舎に関する事項	A	B	A	B	B			7－4	

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	長期・固定金利住宅ローンの安定的供給支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：3. 地球環境の保全 施策目標：9. 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援事業により支援することは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24－① 事前分析表（平成24年度）国交省24－② 事前分析表（平成25年度）国交省25－① 事前分析表（平成26年度）国交省26－① 行政事業レビューシート番号002

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
標準処理期間内の処理 （計画値）	各年度 8 割 以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	
標準処理期間内の処理 （実績値）	－	88.2%	86.3%	81.2%	83.4%					決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	
達成度	－	－	107.9%	101.5%	104.3%					経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	
										経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	
										行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	

										従事人員数	417	420	431		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	-----	-----	-----	--	--

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
					業務実績	自己評価	評価																				
	ア 省エネルギー、耐震性の向上、高齢社会、住宅の長寿命化等の住宅政策上の課題に対応するため、住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）（以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）に関する基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るなど、優良な住宅の取得促進を支援すること。 イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携により、業務運	ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）（以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るため、消費者等への十分な周知を行う。 イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携を通じ、住宅ロ	ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）に関し、適合証明機関を適切にモニタリングする等、技術基準に基づく適切な適合証明業務の実施を確保する。 また、フラット 3 5 やフラット 3 5 S については、引き続き、金融機関、住宅関連事業者、適合証明機関等への協力依頼及び各種媒体を通じた総合的な広報活動を行う。 さらに、国の省エネ基準改正等に対応したフラット 3 5 S の技術基準解説等について、施工マニュアル及びパンフレットを活用し、説明会の開催等による中小工務店等への技術支援を行うとともに、ホームページを活用して周知を行う。 イ 住宅ローン利用者等が長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等を	＜主な定量的指標＞ 標準処理期間内の案件の処理 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援業務を推進する取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ - 適合証明検査機関（59 機関）及び適合証明技術者を有する建築士事務所（25 事務所）に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。 - 住宅市場の活性化及び良質な住宅の取得を支援という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット 3 5 S の金利引下げに関する周知を行うため、以下の取組を実施した。 ➤ 説明ツールの作成（平成 26 年度版工事仕様書、木造住宅ハンドブック、技術基準のご案内、中古住宅物件検査ガイド） ➤ フラット 3 5 S の各タイプのメリットを分かりやすく案内した資料や解説動画を作成 - 改正省エネ基準等について、中小工務店向けにセミナーを開催するとともに、住宅関係団体の Web 上で講義を配信した（主催セミナー 6 回、他団体セミナー 46 回、Web セミナー 3 本）。 - フラット 3 5（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅（フラット 3 5 S の省エネルギー性基準に該当する住宅）のシェアは、平成 26 年度で 61.8%（平成 25 年度：59.1%）になり、着実に拡大している。 - 次のとおり総合的かつ戦略的な広報活動を行った。 ➤ 各種メディアに対して、適時プレスリリースを実施した他、積極的な働きかけとしてメディアキャラバンを実施（年 15 回）し、日々迅速かつ的確な取材対応を行った。また、報道関係者や有識者との意見交換会等を通じて、関係構築に取り組んだ。 ➤ 経済対策については、補正予算案の閣議決定時及び成立時にプレスリリースを行い迅速に周知を図るとともに、インターネット広告や新聞	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 - 適合証明検査機関等に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。 - 住宅事業者へのフラット 3 5 やフラット 3 5 S の技術基準、長期優良住宅等の工事審査の合理化について周知を実施した。 - 新規参入金融機関への支援や金融機関による事前審査システムの利用の促進を行った。 - 進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査センターにおける審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は数値目標を達成した。 - 日頃から総合的かつ戦略的に広報活動に取り組み、特に経済対策について平成 26 年度補正予算案の閣議決定時及び成立時当日に記者発表を行い、迅速に周知を図った。	<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、フラット 3 5 やフラット 3 5 S について、広く制度等の周知や検査を適切に実施している。とりわけ、経済対策の趣旨を踏まえた、説明ツール等の作成や、補正予算案の閣議決定時及び予算成立時のプレスリリース等による迅速な周知の実施は評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">事前審査システムの利用促進等により、利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上、業務運営の効率化にも取り組み、中期計画で掲げている標準処理期間内の処理についても目標を達成している（目標値：80.0%、実績値：83.4%）。</td></tr><tr><td colspan="2">加えて、保証型についても、課題やニーズの整理や新たな金利リスク量計測ツールの開発に取り組んでいる。</td></tr><tr><td colspan="2">これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。</td></tr><tr><td colspan="2">＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</td></tr><tr><td colspan="2">該当なし</td></tr><tr><td colspan="2">＜その他事項＞</td></tr><tr><td colspan="2">評定について、外部有識者は「B」</td></tr></table>	評価	B	＜評定に至った理由＞		一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、フラット 3 5 やフラット 3 5 S について、広く制度等の周知や検査を適切に実施している。とりわけ、経済対策の趣旨を踏まえた、説明ツール等の作成や、補正予算案の閣議決定時及び予算成立時のプレスリリース等による迅速な周知の実施は評価できる。		事前審査システムの利用促進等により、利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上、業務運営の効率化にも取り組み、中期計画で掲げている標準処理期間内の処理についても目標を達成している（目標値：80.0%、実績値：83.4%）。		加えて、保証型についても、課題やニーズの整理や新たな金利リスク量計測ツールの開発に取り組んでいる。		これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞		該当なし		＜その他事項＞		評定について、外部有識者は「B」	
評価	B																										
＜評定に至った理由＞																											
一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、フラット 3 5 やフラット 3 5 S について、広く制度等の周知や検査を適切に実施している。とりわけ、経済対策の趣旨を踏まえた、説明ツール等の作成や、補正予算案の閣議決定時及び予算成立時のプレスリリース等による迅速な周知の実施は評価できる。																											
事前審査システムの利用促進等により、利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上、業務運営の効率化にも取り組み、中期計画で掲げている標準処理期間内の処理についても目標を達成している（目標値：80.0%、実績値：83.4%）。																											
加えて、保証型についても、課題やニーズの整理や新たな金利リスク量計測ツールの開発に取り組んでいる。																											
これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。																											
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞																											
該当なし																											
＜その他事項＞																											
評定について、外部有識者は「B」																											

	営の効率化を図ること。	ーン利用者の負担を軽減しつつ業務運営の効率化を図る。	利用した場合における工事審査の合理化について、機構ホームページ、適合証明機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布により周知を図る。 また、適合証明機関向け研修において、当該合理化について、適合証明の申請者に対する周知を行うよう依頼する。		広告により周知を図った。 ➤ 全国一斉相談会の開催（年３回）に合わせて、メディアミックス（テレビCM、新聞、インターネット広告、交通広告等）により効果的に広告を実施した。また、フラット３５の理解度向上を目的として、ターゲット別に訴求メッセージやストーリー展開の異なる動画広告を作成し、活用した。 ・長期優良住宅等に係る工事審査の合理化について、機構ホームページ、適合証明検査機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布による周知を継続的に実施した。 ・適合証明検査機関に対する新任者向け業務研修（２都市４会場、受講者 169 名）及び実務研修（７都市 9 会場、受講者 743 名）において、長期優良住宅等を利用した場合の工事審査の合理化の内容や留意点について説明し、適合証明の申請者に周知を行うよう要請した。 ・平成 26 年度において証券化支援業務に新規参入した 2 金融機関に対し、事業開始前に融資審査に係る研修等を行い、円滑な事業開始を支援した。 ・金融機関の融資審査に係る実地調査を 40 機関に対して実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた 12 機関については文書による是正要請を行った（全 12 機関平成 26 年度中に対応済み）。		評価が妥当であるとの意見で一致した。
	ウ 証券化支援業務の対象となる住宅ローンの融資に際し、金融機関において職業、性別、地域等による借入申込者の画一的な選別が行われないよう、金融機関との協議等を通じ、適切な融資審査の推進に努めること。	ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。	ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり、協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		・事前審査システムについて、新たに 11 機関が利用を開始し、利用機関は 77 機関、利用件数は 130,955 件となった。（平成 25 年度 利用件数 122,348 件） ・事前審査の追加審査（事前審査システムでは融資可否の見込みの明確な回答ができない一部の案件について機構職員が追加審査を実施する仕組		
	エ 証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図ること。	エ 電子申請による事前審査の実施など、証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。	エ 消費者がフラット３５の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるよう、事前審査システムの利用金融機関の増加及び事前審査システムに係る				

	オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該申請に係る審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の８割以上を処理すること。 カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応すること。	オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を３日とし、その期間内に案件の８割以上を処理する。 カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。	金融機関の利便性の向上を図ることにより、事前審査システムの活用を推進する。 オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を３日とし、その期間内に案件の８割以上を処理する。 カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。	み）を平成 25 年 9 月から開始し、事前審査システムの利便性向上を図った。追加審査の利用機関は 23 機関、利用件数は 1,715 件となった。 ・事前審査システムと本審査のデータを平成 27 年 9 月から連動させることを目指し、システム開発に着手した。 ・進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は 83.4％（平成 25 年度：81.2％）となった。 ・さらに、金融機関における融資審査の所要日数の短縮に向けて、伝送（データによる申込情報の登録）による買取申請を促進した。（買取申請件数に占める利用率 82.9％） ・保証型の活用について、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するため、地域金融機関を中心に市場関係者を訪問し、意見交換を行った。 ・コンサルティングを活用し、保証型の課題やニーズを整理するとともに、実施する場合の制度設計やリスク管理手法等について検討した。また、機構内に設置した「証券化支援事業の課題に関する検討委員会」における意見を踏まえ、長期・固定金利以外の金利タイプの住宅ローンを保証型の対象とした場合の金利リスク量を計測するツールを開発した。		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	自主的な取組としての商品の見直し		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
											予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	
											決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	
											経常費用（百万 円）	215,691	204,995	200,867	
											経常利益（百万 円）	26,774	56,898	72,407	
											行政サービス実 施コスト（百万 円）	37,725	18,782	△ 4,087	
											従事人員数	417	420	431	

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ・お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、以下の内容について実施した。 また、改善を行った商品性等については、適宜周知用チラシ等を作成し、金融機関、住宅事業者、消費者に対する説明会、相談会等で周知するとともに、ホームページを通じた周知活動	＜評定と根拠＞ 評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、次のと	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、広くフラット35の商品性等の改善要望を収集して商品性等の改善について検討を行い、①	

	構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下しているにもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うこと。	金利の引下げを含めた商品の見直し等を実施する。	金利の引下げを含めた商品の見直し等を具体的に進める。	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、商品の見直し等を実施しているか。	を丁寧に実施した。 （住宅関連事業者向け説明会の実施回数 42 回 約 800 社、DM やメルマガによる周知 34 回 約 5,100 社） - 中古住宅・リフォーム市場の活性化やお客さまのニーズに合わせた住み替えを支援するため「フラット 3 5（リフォーム一体型）」の導入を決定した（平成 27 年度予算事項。平成 27 年 4 月から実施）。 - 従来リフォーム工事資金はフラット 3 5 の対象外であったが、これにより中古住宅の購入に併せてリフォームを行う場合、中古住宅の購入資金とリフォーム工事資金を併せて対象とすることが可能となる。また、フラット 3 5 の技術基準を満たさず、そのままではフラット 3 5 を利用できなかった住宅であっても、リフォーム工事により、当該技術基準を満たすときは、フラット 3 5 が利用可能である。 - お客さまの将来の返済額を軽減したいというニーズに対応することを目的として、返済期間が異なるフラット 3 5 を組み合わせて利用いただける制度「ダブルフラット」の導入を決定した（平成 27 年 4 月から実施）。 - 融資の対象となる太陽光発電設備で得られる売電収入のうち、機構で定める計算基準で算出した金額を年収に加算可能とする決定をした。また、お客さまは借入時に「売電収入見込み申請書」、契約時に「設備認定通知書（写）」等を提出するのみで手続が行えることとした。これにより、簡易な手続で借入可能額を増加することが可能となり、初期費用の負担を軽減することが可能となる。（平成 27 年 4 月から実施） - 従来、受託金融機関の窓口で受け付けていた 100 万円からの一部繰上返済について、お客さまのニーズを踏まえ、インターネットサービスで 10 万円からの一部繰上返済をお申込みいただけるように利便性を向上させた（平成 26 年 7 月から実施）。 ※ 一部繰上返済のうち、28%が住・My Note を利用（平成 27 年 3 月までの累計。同月単月では 36%）。利用者の約 4 割が 100 万円未満の一	おり実施した。実施に当たり、金融機関向けに事務手続の周知や、お客さまや住宅関連事業者向け周知を丁寧に実施した（①、②、③について、機構全支店における周知を実施（住宅関連事業者向け説明会の実施回数 42 回 約 800 社、DM やメルマガによる周知 34 回 約 5,100 社））。 ① 「フラット 3 5（リフォーム一体型）」の導入（平成 27 年 4 月から実施） 中古住宅・リフォーム市場の活性化やお客さまのニーズに合わせた住み替えを支援するため「フラット 3 5（リフォーム一体型）」の導入を決定した。 ② ダブルフラットの実施（平成 27 年 4 月から実施） お客さまの将来の返済額を軽減したいというニーズに対応することを目的として、返済期間が異なるフラット 3 5 を組み合わせて利用いただける制度（ダブルフラット）の導入を決定した。 ③ 太陽光発電の売電収入を年収に加算可能とする制度の実施（平成 27 年 4 月から実施） 融資の対象となる太陽光発電設備で得られる売電収入のうち、機構で定める計算基準で算出した金額を年収に加算可能とした。また、簡易な手続で借入れ可能額を増額できるようにすることで、初期費用の負担軽減	「フラット 3 5（リフォーム一体型）」の導入の決定、②「ダブルフラット」の導入の決定、③太陽光発電売電収入の年収加算制度の実施の決定、④インターネットサービスの拡充（一部繰上返済及び住所等変更の届出）と、収集したニーズに対応した多様な商品性改善を具体的に進めており、それら改善を行った商品性等については、適切な周知活動も併せて実施している。とりわけ、「フラット 3 5（リフォーム一体型）」の導入により、従来フラット 3 5 はリフォーム工事資金を対象外としていたところ、中古住宅の購入に併せてリフォームを行う場合、中古住宅の購入資金とリフォーム工事資金を併せて対象とすることが可能となったことは、中古住宅・リフォーム市場の活性化の観点からも評価できる。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価通り「A」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・現在、空き家問題が深刻化している。そのような中であって、住替えを促進する意味からフラット 3 5（リフォーム一体型）の導入
--	---	--------------------------------	-----------------------------------	--	--	---	--

					部繰上返済となっている。 ※ また、取扱いを希望する受託金融機関のお客さまを対象として、インターネットサービスで住所等の変更の届出を受理する機能を拡充し、利便性を向上させた（平成 27 年 6 月から実施） ・金融円滑化法の期限（平成 25 年 3 月）が到来した後も、返済困難者に対して償還期間延長などの特例措置を実施し、元金据置中の金利引下げについて、金融円滑化法の適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ（0.5%引下げ）を実施した。	を可能とした。 ④ インターネットサービスの拡充による利便性の向上（一部繰上返済及び住所等変更の届出） 従来、受託金融機関の窓口で受け付けていた 100 万円からの一部繰上返済について、お客さまのニーズを踏まえ、インターネットサービスで 10 万円からの一部繰上返済をお申込みいただけるように利便性を向上させ、既に約 3 割の利用率がある。 また、取扱いを希望する受託金融機関のお客さまを対象として、インターネットサービスで住所等の変更の届出を受理する機能を拡充し、利便性を向上させた（平成 27 年 6 月から実施）。	は、住宅政策の転換の先取りを意味し、評価に値する。また、インターネットサービスの拡充も、顧客の利便性の向上に資するものである。なお、インターネットサービスの拡充に際しては、セキュリティの向上にも留意してほしい。 ・顧客のニーズを反映した住宅ローンの見直しは評価に値すると考える。 ・フラット 3 5 の対象を拡大（中古住宅のリフォーム工事資金も対象）、異なる返済期間の組合せによる返済額の軽減、太陽光発電の売電収入の年収加算、および元本返済における利便性の向上（一部繰上返済 1 0 万円から）といった取り組みは、自主的な取り組みとしての商品の見直しとして高く評価できる。また、それぞれの実績は定量的にも所期の目標を上回る成果が得られていると言える。 ・顧客や社会のニーズを調査し、それへの対応を適切に行っている。 ・新しい制度の創設においては、特に民間金融機関との連携を強化してほしい。また、連携を図るのみならず、フラット 3 5（リフォーム一体型）をはじめ、制度の利用促進についても実施して欲しい。
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	安定的かつ効率的な資金調達		
業務に関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	
											予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454		
											決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536		
											経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867		
											経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407		
											行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087		
											従事人員数	417	420	431		

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの発行方針及び発行計画、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る償還履歴情報等の情報	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を最も安定的、かつ、効率的に調達するよう、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」（以下「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」という。）を踏まえ、投資家	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 住宅ローン債権の買取りに必	＜主要な業務実績＞ ・日銀による追加金融緩和の実施（10月）等により、金利水準が大きく変動する市場環境が続く中で、投資家目線での投資スタンスを精緻に把握するため、10月以降追加的に臨時の投資家ヒアリングを計6回実施したことに加え、市場環境及び投資家動向を逐次確認した上での適切なマーケティング等を行い、機動的な起債運営を実現した。また、投資家への個別訪問（288件）を実施し、訪問先の選定に当たっては、先方の財務諸表分析を行うなど、よりMBS及び	＜評価と根拠＞ 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・以下の取組を通じて安定的かつ効率的な資金調達を実現した。 ➤ 金利水準が大きく変動する市場環境が続く中で、これまでにない臨時の投資家ヒアリングを計6回実施し、投資家目線での投資スタン	評価	A ＜評価に至った理由＞ 日銀による追加金融緩和の実施等により金利水準が大きく変動する市場環境の中で、①投資家の動向を精緻に把握し、機動的な起債運営を実施したこと、②MBS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するための取組により購入投資家数が増加したこと、③「独立行政法人改革等に関する基本的

	情報発信を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、MBSの発行の多様化に努めること。 その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMBSの発行の枠組みのあり方を検討すること。	を積極的に開示するなど、ホームページ等の多様な手段により投資家への情報発信・広報活動を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、MBSの発行の多様化に努める。 その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMBSの発行の枠組みのあり方を検討する。	に対する丁寧な広報活動を実施すること及び投資家の需要を十分に把握した上でMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行うことにより、効率的かつ安定的な資金調達に努めるとともに、MBS市場において、投資判断等のベンチマークとしての役割を果たす。 また、MBS市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するため、ホームページ及び情報ベンダーを通じ、MBSの裏付けとなる住宅ローン債権に関する融資種別等の属性分析の更新情報等を定期的に情報提供するなど、投資家のニーズを踏まえた情報の充実を図る。 加えて、投資家の認知度及び理解度の向上を図るために、投資家を個別に訪問し、丁寧な広報活動を重ねるとともに、更なる情報の充実を検討する。 あわせて、市場環境や市場関係者からの意見・ニーズを踏まえながら、MBSの発行の多様化について検討を行う。	要な資金を、安定的かつ効率的に調達するよう努めているか。	S Bへの理解を促すべく対応した。 【MBS】 1 起債当たりの投資家数（最大）は、昨年度までの実績（50～80 社程度）を上回る水準（100社程度）となり、年間通じて旺盛な需要に支えられたこと等により、安定的なスプレッドでの資金調達を実現した。 - 加えて、国債の金利が低下したことも相まって平成 27 年1月条件決定分のMBSにおいては、公庫・機構を通じた最低クーポン（表面利率）水準（0.60%）となった。 - 安定的に資金調達を行っていく観点から、投資家の需要に比べMBS発行額が大きくなることが見込まれた月については、投資家の需要、今後の買取金額及び発行額見通し等を踏まえて、MBS発行額の平準化（発行額の一部を減額し、減額分を翌月以降へ繰り延べる取組）を実施した。 <table><tr><th>平準化実施月</th><th>平準化額</th><th>当初発行予定額</th><th>発行額</th></tr><tr><td>26年4月</td><td>249億円</td><td>1,878億円</td><td>1,629億円</td></tr><tr><td>27年1月</td><td>151億円</td><td>1,177億円</td><td>1,026億円</td></tr><tr><td>27年3月</td><td>298億円</td><td>1,466億円</td><td>1,168億円</td></tr></table> ※平成 25 年度の平準化は平成 26 年1月のみ（平準化額 161 億円、当初発行予定額 1,396 億円、発行額 1,235 億円） - 毎月提供している償還履歴データについて、データ量が膨大となっており、データの加工や分析に負担がかかるとの市場関係者の声があったことから、繰上償還率等の算出に当たって利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版（コアデータ）等の提供を実施した。 【S B】 3 年債（平成 26 年 11 月条件決定）については、機構初の年限であったが最低水準スプレッドとしつつ、日本銀行当座預金適用利率+0.002%を下限クーポンとすることで、投資家需要を喚起し、発行額を当初 100 億円から 300 億円に増額して起債した。 5 年債については、過去発行された主幹事方式	平準化実施月	平準化額	当初発行予定額	発行額	26年4月	249億円	1,878億円	1,629億円	27年1月	151億円	1,177億円	1,026億円	27年3月	298億円	1,466億円	1,168億円	スを精緻に把握する等で機動的な起債運営を実現 ➤ 地方金融機関の財務諸表の分析結果や過去の訪問実績等を踏まえた I R 候補先の選定・実施等の戦略的な I R を実施 ➤ MBS 市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するための取組として、投資家への個別訪問(国内 272 社、海外 16 社（平成 25 年度国内 225 社、海外 9 社))や地方投資家（地銀、信金、信組、信連）に対する積極的な I R を実施し、一起債あたりの購入投資家(推定)が 60～100 社程度(平成 25 年度 50～80 社)と増加 ➤ 安定的に資金調達を行っていく観点から、投資家の需要に比べMBSの発行額が大きくなることが見込まれる場合は、投資家の需要、今後の買取金額及び発行額見通し等を踏まえて発行額の平準化を 3 回実施（平成 26 年4月分 249 億円、平成 27 年1月分 151 億円、平成 27 年3月分 298 億円） ➤ 投資家の利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版(コアデータ)等を提供 ➤ 平成 26 年度は、機構初の年限である 3 年債を、最低水準スプレッドを達成しつつ、日本銀行当座預金適用利率+0.002%を下限クーポンとすることで投資家の需要を喚起し、発行額	な方針（平成 25 年 12 月 24 日）」でも記載されたMBS発行額の平準化の取組を適切に実施したこと等により、安定的なスプレッドでの資金調達を実現した。 また、資金調達の多様化を図るため、機構初のシンジケートローンによる資金調達を実施したほか、S Bについては機構初の年限である 3 年債をはじめ 5 年債、30 年債と多様な年限でS Bを発行しており、安定的かつ効率的な資金調達に努めている。 加えて、MBS発行に要する引き受け手数料率については、証券市場における最低水準を維持した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価通り「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・MBSは安定的なスプレッドでの資金調達を実現し、また、多様な年限のS B債の発行など、資金調達の多様化を図った。 ・安定的な資金調達が継続していることは評価に値すると考える。 ・日銀の追加金融緩和等による異
平準化実施月	平準化額	当初発行予定額	発行額																				
26年4月	249億円	1,878億円	1,629億円																				
27年1月	151億円	1,177億円	1,026億円																				
27年3月	298億円	1,466億円	1,168億円																				

				における最低水準スプレッド及び国債金利が低下したことも相まって、最低クーポンを達成した。(発行額：300 億円) ・下半期発行の 30 年債は前回債から▲ 5 bp として、スプレッド及び国債金利が低下したことも相まってクーポンとも過去最低を更新した。(発行額：100 億円) ・証券化支援勘定におけるMB S の超過担保部分の資金として、S B 等による調達を補完し資金調達の多様化を図るため、機構初のシンジケートローンによる調達を実施した。(調達額 100 億円、年限 5 年) (MB S 市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するための取組) ➤ 主に以下の取組により購入投資家数が増加 ・投資家の認知度及び理解度の向上を図るための活動 ・投資家への個別訪問（国内 272 社、海外 16 社）平成 25 年度実績（国内 225 社、海外 9 社） ・特に地方投資家（地銀、信金、信組、信連）に対し積極的な I R を実施 ➤ 利用頻度の高い情報のみを備えた償還履歴データの簡易版（コアデータ）等の提供 【一起債あたりの購入投資家数（推定）】 <table><tr><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td>60～80社程度</td><td>50～80社程度</td><td>60～100社程度</td></tr></table> ・MB S 発行に要する引受手数料率について、証券市場における最低水準を維持した。 ・多くの他の債券において引受手数料率が引き下げられた場合、速やかにMB S の引受手数料の引下げが実施できるよう、市場関係者に対するヒアリング及びベンダー情報の定期的なモニタリングを行った。	平成24年度	平成25年度	平成26年度	60～80社程度	50～80社程度	60～100社程度	を当初の 100 億円から 300 億円に増額して発行した（その他 5 年債 300 億円、30 年債 100 億円を発行）。 ➤ SB 等による調達を補完し資金調達の多様化を図るため機構初のシンジケートローンによる資金調達を実施するなど安定的な資金調達を行うことができた。	次元の債券市場においても、M B S 投資家の需要動向をモニタリングしながら発行額を平準化したこと、また、スプレッドを 0.38%～0.42%と維持したことは、MB S による安定的な資金調達について所期の目標を上回る成果が得られた。また、3 年債の S B 発行およびシンジケートローンは機構初の試みであり、資金調達の効率化や安定性に貢献した。 ・効率的な資金調達が行われていることに加えて、機構の重要な目的の一つであるMB S 市場の育成に資するような取り組みが着実に行われている。
平成24年度	平成25年度	平成26年度										
60～80社程度	50～80社程度	60～100社程度										
イ MB S 発行に要する引受手数料率は、MB S 発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持すること。	イ MB S 発行に要する引受手数料率は、MB S 発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。	イ MB S 発行に要する引受手数料率は、MB S 発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。										

イ MB S 発行に要する引受手数料率は、MB S 発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持すること。

イ MB S 発行に要する引受手数料率は、MB S 発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。

イ MB S 発行に要する引受手数料率は、MB S 発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	経費率		
業務に関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平 成 28 年度
経费率 (計画値)	中 期 目 標 期 間 の 平 均 0.20 % 以下	－	－	－	－	－	中期目標 期間の平 均 0.20% 以下		予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454		
経费率 (実績値)	－	0.23%	0.18% (0.18%)	0.14% (0.16%)	0.14% (0.15%)				決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536		
達成度	－	－	－	－	－				経常費用（百万 円）	215,691	204,995	200,867		
									経常利益（百万 円）	26,774	56,898	72,407		
									行政サービス実 施コスト（百万 円）	37,725	18,782	△ 4,087		
									従事人員数	417	420	431		

注）経費率（実績値）の上段は単年度実績値、下段は中期目標期間の平均値を記載

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について	証券化支援業務に係る経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目	＜主な定量的指標＞ 経費率 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ・平成26年度の証券化支援業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したものの、買取債権等残高が増加したことにより0.14%となった（平成25年度0.14%）。 なお、平成24年度～平成26年度の3年平均は、	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：左記を踏まえ、B評価とした。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 平成26年度の証券化支援業務における経費率は、買取債権等残高が増加したことにより0.14%と平成25年度と同水準に抑えられており、平成24年度～平成26年度の3年平均も	

	て、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするように努めること。	について、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするように努める。	標期間の平均を 0.20%以下とすることを目指して取り組む。	＜評価の視点＞ 証券化支援業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするよう努めているか。	0.15%となった。		0.15%と中期計画の目標値（中期目標期間の平均 0.20%）の範囲内に収まっているため、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ 0.14%で安定している。
--	---	--	---------------------------------------	--	-------------------	--	--

4．その他参考情報
特になし

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	調査研究		
業務に関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
										予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	
										決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	
										経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	
										経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	
										行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	
										従事人員数	417	420	431	

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅・金融市場に関する調査研究を推進すること。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者調査、住宅ローンに関する顧客アンケート調査、民間住宅ローン調査等の調査研究を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータ	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 証券化支援業務の円滑な実施	＜主要な業務実績＞ ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、広報誌や学会等の様々な機会を利用し、調査結果を発表した。 ・各研究員の研究レポート、論文及び新聞掲載記事について、研究成果としてホームページに掲載し、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。 ・大学院における講義、学会活動、外部研究者に	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、広報誌や学会等の様々な場面を利用し、調査結果を発表した。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関を対象とした調査の実施、調査結果の発表、研究成果のホームページへの掲載など、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。

			を収集する。 また、米国を中心に海外の住宅ローン市場や商品に関する情報収集を行う。	やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行っているか。	よる勉強会開催、データ提供を実施した。 ・海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応した。 ○米国ジニーメイ ➤ 5月30日 ワシントンDCにおいて、MOUに基づく実務者協議を開催し、今後の協力関係の具体的な枠組みについて基本合意した。 ➤ 9月22日～23日 ジニーメイ主催の金融機関向け研修会（サミット）に機構職員3名が参加した ➤ 10月29日 ジニーメイ総裁が来訪し、日米の証券化市場について情報交換を実施した。 ○タイ王国（第二次抵当公社）SMC ➤ 5月15日～16日 SMCのほかタイ財務省、タイ銀行（中央銀行）担当者が来訪し、MOCに基づき、両国の住宅市場、経済動向、MBS等について意見交換を実施した。 ➤ 1月7日 バンコクで開催されたSMC主催セミナーに参加し、理事長が講演した。 ○ミャンマーCHDB（建設住宅開発銀行） 1月20日 ネピドーで開催された日緬建設次官級会合に国交省とともに参加し、日本の住宅金融について講演を行ったほか、CHDBと今後の協力関係について意見交換を行った。 ○韓国国土交通部 3月19日 ソウルで開催された第16回日韓住宅会議に参加し、日本の住宅市場と住宅金融の動向について発表した。 ○その他、メキシコ、ロシア、モンゴルの政府及び政府関係機関の要人が来訪し、住宅金融等について情報交換を実施した。 ・東南アジアの住宅金融に関する英語小冊子を作成し、国内外の関係者へ配布した。	・各研究員の研究レポート、論文及び新聞掲載記事について、研究成果としてホームページに掲載し、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。 ・東南アジアの住宅金融に関する英語小冊子を作成し、国内外の関係者へ配布した。 ・国際対応として、覚書を締結した米国ジニーメイ及びタイ王国SMCとの情報交換をはじめ、国交省とも連携したミャンマーCHDBへの今後の協力に関する意見交換など、海外の政府関係機関等との関係強化に取り組んだ。	そのほか、米国ジニーメイやタイ王国SMC、ミャンマーCHDBなど、海外の政府関係機関等との関係強化に取り組んだ。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・継続的に調査が行われており、貴重な情報を提供している。
--	--	--	---	--	---	--	---

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	住宅融資保険業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	該当無し	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度				平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準処理期 間内の処理 （計画値）	25 日以内 に 8 割以上	－	80%	80%	80%	80%	80%			予算額（百万円）	37,425	11,334	15,219		
標準処理期 間内の処理 （実績値）	－	100.0%	94.2%	92.0%	98.8%					決算額（百万円）	45,797	10,772	11,996		
達成率	－	－	117.8%	115.0%	123.5%					経常費用（百万 円）	4,644	3,971	3,240		
回収実績率 （第 1 順位） （計画値）	年 度 ご と 50%	－	50%	50%	50%	50%	50%			経常利益（百万 円）	3,986	5,182	5,750		
回収実績率 （第 1 順位） （実績値）	－	－	50.0%	65.3%	58.2%					行政サービス実 施コスト（百万 円）	△ 4,108	△ 4,530	△ 4,828		
達成率	－	－	100.0%	130.6%	116.4%										
回収実績率 （第 1 順位 以外）	年 度 ご と 20%	－	20%	20%	20%	20%	20%			従事人員数	44	45	42		

	(計画値)															
	回収実績率 (第1順位以外) (実績値)	－	－	37.4%	44.8%	45.8%										
	達成率	－	－	187.0%	224.0%	229.0%										

注）住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価	評価		
	① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施すること。 ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。	① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施する。 ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。	① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」（以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。）を踏まえて、次に掲げる業務を実施する。 ア 証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。	＜主な定量的指標＞ - 標準処理期間内の処理 - 回収実績率（第一順位） - 回収実績率（第一順位以外） ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 住宅融資保険業務について、中期計画に掲げる業務の実施及び保険金等の支払い等の目標達成に努めているか。	＜主要な業務実績＞ - 足下における民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に係る住宅融資保険業務を適切に実施した。 - 民間による代替状況を把握するため、金融機関や子会社の保証会社を除く民間保証会社等へヒアリング調査等を実施し、引き続き、民間金融機関の融資業務を支援する必要があることを確認した。 - リバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険について、平成26年度から地域金融機関4行が取扱いを開始した（累計6機関：三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、広島銀行、山口銀行、北九州銀行、もみじ銀行）。 また、複数の金融機関で参入を検討中であり、リバースモーゲージ特有の手続等についての資料提供、照会対応を行うなど金融機関の自行商品化に向けた支援を継続的に実施した。 - リバースモーゲージについて、高齢者の住み替え（郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越す等）の支援等のため、これまでのリフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に加え、住宅の建設・購入資金についても対象とすることを決定した（平成27年度予算事項。平成27年4月から実施）。この制度改正については、取扱金融機関（6機関）だけではなく、現在、新規付保を取り扱っていない金融機関も含めて広く周知を行った（464機	＜評定と根拠＞ 評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 - 金融機関が事前に保険金支払審査項目をチェックできる仕組み（「要件確認シート」の活用）を平成26年度から全金融機関に導入したことや審査状況データベースの活用による進捗管理の徹底等支払事務の効率化を図ったことにより、標準処理期間内の処理件数割合が目標数値を大きく上回った（98.8%（達成率123.5%））。 - 保険金請求に至っていない長期延滞債権への機構関与を深化させた進捗管理やお客さまの実情に応じた分割弁済の措置や任意売却等による物件処分を速やかに実施することで、保険金支払済債権の回収実績率が目安を上回った（第1順位58.2%（達成率116.4%）、第1順位以外45.8%（達成率229%））。 - リバースモーゲージについて、平成26年度に金融機関4行が新たに取扱いを開始したこと	評価	B	＜評定に至った理由＞ 中期計画に掲げる業務の実施については、ヒアリング調査等により確認した民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要のある事業等に係る住宅融資保険業務を適切に実施しており、また、リバースモーゲージについて、高齢者の住み替えの支援等のため、これまでのリフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に加え、住宅の建設・購入資金についても対象とすることを決定した。 中期計画に掲げる保険金等の支払い等の目標については、①標準処理期間内の処理件数割合（目標値：80%、実績値：98.8%、達成率：123.5%）、②保険金支払済債権の回収実績率（[第1順位債権]目標値：50%、実績値：58.2%、達成率：116.4%、[第1順位以外債権]目標値：20%、実績値：45.8%、達成率：229%）のいずれについても達成率は100%以上となっている。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」

	イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施すること。 ② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を引き続き設定すること。 イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組むこと。（その際を目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第 1 順位債権 50%、第 1 順位以外債権 20%を達成するよう努めること。）	イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。 ② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を 25 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。 イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際を目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第 1 順位債権 50%、第 1 順位以外債権 20%を達成するよう努める。）	イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）（以下「高齢者住まい法」という。）を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。 ② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を 25 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。 イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関からの各債権別の回収状況報告に基づき、借入者の分割弁済等の具体的な交渉を実施させる等の対応方針を策定の上、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際を目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第 1 順位債権 50%、第 1 順位以外債権 20%を達成するよう努める。）		関に周知）。 - 平成 26 年度補正予算を踏まえた保険料率の引下げについては、経済対策の趣旨を鑑みつつ、フラット 35 の下支え及び民間金融機関の住宅ローン事業の支援により、住宅投資の拡大を促すため、金融機関に対する周知を実施した。新規契約対象金融機関だけでなく、存続契約のみの金融機関にも周知を実施し、合計 619 機関に周知した。（新規契約対象金融機関：125 機関、存続契約のみの金融機関：494 機関） - 金融機関の保険金支払い請求に当たって、保険金支払請求前の金融機関からの事前相談への対応、及び 9 割填補型保険の契約金融機関において保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組み（「要件確認シート」を活用）を該当する全ての金融機関で実施したほか、保険金請求以後の審査状況等をデータベース化することにより、進捗管理の徹底を図る等、支払審査業務の効率化を実施した。 - その結果、標準処理期間内に処理した件数割合は 98.8%となった（425 件中 420 件）。 - 保険金請求に至っていない長期延滞債権全件を機構も状況把握する等、機構関与を深化させた進捗管理を行うことで早期の回収方針の策定を可能とするとともに、保険金支払い後は、お客さまの実情に応じて、分割弁済の措置や任意売却等による物件処分を速やかに実施することで、平成 25 年度に支払った保険金について、平成 26 年度末までの回収実績率は、第 1 順位債権は 58.2%、第 1 順位以外債権は 45.8%となった。	及び高齢者の住み替え（郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越す等）の支援等のため、これまでの対象（リフォーム資金及びサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金）に加え、住宅の建設・購入資金についても対象とすることを決定した（平成 27 年 4 月から実施）。この制度改正については、左記の取扱金融機関（6 機関）だけではなく、現在、新規付保を取り扱っていない金融機関（464 機関）も含めて広く周知を行うなどリバースモーゲージの推進に向けて取り組んだ。	評価とする。 なお、機構の自己評価では「A」評価とされているが、以下の理由により、所期の目標を上回るとまでは認められず、「A」評価には至らないものと判断した。 - リバースモーゲージについて、平成 26 年度に新たに取扱を開始した金融機関もあるものの、取扱金融機関数は未だ 6 機関で、平成 26 年度における付保件数実績も 1 件にとどまっている。上記の通り、平成 27 年 4 月からリバースモーゲージ融資の対象も拡大し、その一層の活用促進が課題となっていることと、「リバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する」と中期計画で定めてから 3 年度目となっていることから、取扱金融機関の確保だけでなく、制度の活用につなげることが求められているため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者会議開催前の時点では、1 名の外部有識者からは「A」評定、4 名の外部有識者からは「B」評定が妥当であるとの意見が示されていたが、外部有識者会議の場での議論を通じ、「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 - ストック住宅の活用などが求められている状況下で、②の目標値の
--	---	---	--	--	--	--	--

	ウ 保険契約者である金融機関のモラルハザードを防止するとともに、住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保するため、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努めること。	ウ 実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。	ウ 融資保険料率の計量モデルによるモニタリング等を通じ、実績反映型保険料の的確な運営並びに付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。		・的確な付保審査及び債権管理の推進に加え、四半期毎に融資保険料率の計量モデルによるモニタリングを実施し、債務者属性等の分析を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における平成 26 年度の保険料率の検証及び平成 27 年度の保険料率の設定を行った。		達成は是とするが、①を加味すると、標準の水準であろう。 ・平成 26 年度に、リバースモーゲージの取り扱いを開始した金融機関は 4 件、実績は 1 件にとどまっている。保険金の回収率については、目標の 120%を上回っていると評価できるかは疑問である。 ・実績が高くなった時点で再評価したい。 ・支払事務の標準処理期間内の処理件数および回収実績率（第 1 順位以外）については 120%超の目標達成率であった。ただし、回収実績率のうち第 1 順位の達成率は 120%を若干下回った。一方、リバースモーゲージを付保対象とする保険業務については、高齢者の住み替えの支援等の観点から制度の拡充が図られたことやその周知徹底が図られたことは評価できる。取扱金融機関数は増加したものの一桁にとどまった。また、実施件数は 1 件であった。これらの実績は、当該年度のわが国のリバースモーゲージの利用状況から判断して所期の目標を達していると認められる。 ・保険金の支払い等については、定量的指標に関して、非常に高いパフォーマンスを上げている。リバースモーゲージの普及が政策的に重視されていることを前提にすると、「商品化に向けた支援を継続的に実施」し、その成果が顕在化するように努力を続けて欲しい。 ・制度内容は違うので単純に比較はできないが、厚生労働省関係の生活資金に係るリバースモーゲージの取組と比べると、機構のリバ
--	---	--	---	--	--	--	---

							ースモーゲーに係る融資保険の取組はA評価には足らないと判断される。 ・リバースモーゲーに係る住宅融資保険の実績が伸びないことについては、機構による制度の活用促進の問題のみならず、そもそも金融機関におけるニーズの問題もあると思われる。 ・政策上重視されている空き家対策や地方創生にリバースモーゲーは寄与できると考えており、リバースモーゲーに係る住宅融資保険については、機構に是非とも制度の活用促進をして欲しいと考えている。
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	団体信用生命保険等業務		
業務に関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ																	
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度				平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	
												予算額（百万円）	263,807	264,087	186,569		
												決算額（百万円）	234,762	249,797	180,591		
												経常費用（百万 円）	191,837	182,884	171,880		
												経常利益（百万 円）	△7,957	△9,181	△9,002		
												行政サービス実 施コスト（百万 円）	—	—	—		
												従事人員数	27	26	24		

注）保証協会承継業務経理のうち団体信用生命保険等業務にかかる計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	① 証券化支援業務や住宅資金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行うこと。	① 証券化支援業務や住宅資金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	① 証券化支援業務や住宅資金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 団体信用生命保険等の活用・	＜主要な業務実績＞ ・適切に団体信用生命保険等業務を行った（団信弁済実績 9,378 件（77,054 百万円））。 ・団信加入者確保に向けて、以下の取組を行った結果、新規加入率はほぼ前年度実績並みであったが、2 年目脱退率について前年度実績（4.03％）よりも改善した（3.74％（速報値））。 （新規加入率向上に向けた取組） ➤ 不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨（約1万通） ➤ フラット35の周知活動と連携し、金融機関及	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・適切に団体信用生命保険等業務を行った。 ・団信弁済業務については、迅速かつ円滑に業務を実施した。 ・団信加入者確保に向けて、不加入希望者への DM 送付や金	評定 B ＜評定に至った理由＞ 新規加入率についてはほぼ前年度実績並みの水準を維持し、2 年目脱退率については前年度実績よりも改善しているほか、団信特約料のクレジットカード払いの導入など、利用者の利便性に配慮した制度改善を行っている。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成して

	② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、適切な業務運営を行うこと。	② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。	② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。	適切な業務運営に努めているか。	び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼 ➤ 機構の経営層による主要金融機関の経営層への取組強化依頼 (2年目脱退率改善に向けた取組) ➤ 任意・未納脱退を抑制するため、金融機関に対し継続勧奨への取組強化を要請 ➤ 「特約料振替のご案内」等のお客さま宛の文書について、わかりやすさを認証する第三者機関(UCDA)の認証を受け、使用を開始した。 ➤ フラット35の周知活動と連携し、金融機関及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼(再掲) ➤ 機構の経営層による主要金融機関の経営層への取組強化依頼(再掲) ・団信特約料のクレジットカードによる支払いの取扱いを平成27年1月から開始した。これにより、従来からの年1回の口座引落しの他、クレジットカードによる一括払い、2回払い、分割払い(3回、6回、10回、12回)やボーナス一括払いも可能となり、お客さまの特約料のお支払方法の選択肢を増やすことができた。	融機関等への勧奨要請を継続的に実施した結果、新規加入率については平成25年度並みであったが、2年目脱退率については平成25年度実績よりも改善することができた。 ・団信特約料のクレジットカード払いを導入し、お客さまの分割払いやボーナス一括払いが可能となり、支払方法の選択肢を増やすことができた。	いると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・前年度並みの新規加入率を確保し、2年目脱退率については改善した。
--	--	---	---	------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	住宅資金融通業務等の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：4. 水源等災害による被害の軽減 施策目標：11. 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号から第3号まで並びに附則第7条第2項
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24－① 事前分析表（平成24年度）国交省24－②

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度				平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
標準処理期 間内の処理 （マンショ ン共用部分） （計画値）	各年度 8 割 以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397		
標準処理期 間内の処理 （マンショ ン共用部分） （実績値）	－	93.8%	90.3%	94.8%	94.2%					決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294		
達成度	－	－	112.9%	118.5%	117.8%					経常費用（百万 円）	32,315	26,518	25,452		
標準処理期 間内の処理 （省エネ賃 貸・サ付）	各年度 8 割 以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			経常利益（百万 円）	9,235	13,758	15,479		

	(計画値)															
	標準処理期間内の処理 （省エネ賃貸・サ付） (計画値)	－	89.2%	91.6%	87.1%	81.8%					行政サービス実施コスト（百万円）	－	－	－		
	達成度	－	－	114.5%	108.9%	102.3%					従事人員数	194	193	188		
	標準処理期間内の処理 （高齢者住宅改良） (計画値)	各年度８割以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%								
	標準処理期間内の処理 （高齢者住宅改良） (実績値)	－	92.4%	86.3%	83.0%	100.0%										
	達成度	－	－	107.9%	103.8%	125.0%										
	標準処理期間内の処理 （財形） (計画値)	各年度８割以上	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%								
	標準処理期間内の処理 （財形） (実績値)	－	94.4%	94.4%	87.8%	96.3%										
	達成度	－	－	118.0%	109.8%	120.4%										

注）財形住宅資金貸付勘定及び住宅資金貸付等業務経理を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業	＜主な定量的指標＞ ・標準処理期間内の処理（マンション共用部分） ・標準処理期間内の処理（省エネ賃貸・サ付） ・標準処理期間内	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・進捗管理の徹底等の審査スピードアップに向けた取組を継続的に実施し、全ての融資区分において標準処理期間内の処理率目標を達成した	評定 A ＜評定に至った理由＞ 一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い災害復興住宅融資については、被災者向け説明会・相談会の実施や、「災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定」の締結など、地方公共団体との連携強化に	

	務を実施すること。 ① 国民生活の安定を図るための、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施すること。	務を実施する。 ① 国民生活の安定を図るための、地方公共団体及び受託金融機関との適切な連携を通じた、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施する。	務を実施する。 ① 災害発生時における災害復興住宅融資の実施に当たっては、災害の規模や住宅への被害状況などについて迅速な情報収集により確認し、必要に応じて相談窓口を設置するとともに、記者発表やホームページによりその旨を速やかに周知する。 また、災害復興住宅融資が円滑に実施されるよう、工事審査等を行う地方公共団体等及び融資手続を行う金融機関と適切に連携する。 さらに、災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、ホームページ等を活用した周知を行う。	の処理（高齢者住宅改良） ・標準処理期間内の処理（財形） ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 住宅資金融通業務等について、中期計画に掲げる業務の実施及び標準処理期間内処理の目標達成に努めているか。	①災害復興住宅融資 ・災害の発生都度、被害状況を把握の上、速やかに融資制度を記者発表、ホームページ等で周知した（台風８号、台風 11、12 号、8/15 からの大雨、広島県における 8/19 からの大雨、長野県神城断層地震）。 ・特に、8/15 からの大雨（京都府福知山市）、広島県における 8/19 からの大雨（広島市）、長野県神城断層地震（長野県白馬村、同小谷村）については、現地支店を中心に、地方公共団体と連携して被災者向け説明会・相談会を開催した。 - また、融資申込みが円滑に行えるよう、広島県における大雨、長野県神城断層地震においては、地元受託金融機関における受付体制を構築して対応するとともに、災害融資の工事審査方法等の情報を受託地方公共団体、受託検査機関に提供した。 ・東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていいため、旧住宅金融公庫時代に各都道府県等と締結していた「災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定」の見直しに取り組み、平成 26 年度末で 25 団体（17 都道府県 8 市）と新たな協定を締結した。第 1 号である栃木県との災害協定の締結は、報道等でも取り上げられた。 ・平成 26 年度補正予算による融資限度額の引上げについて、機構ホームページ等を活用して周知を行った。 ②サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等 ・融資のご案内やリーフレット等における説明内容の充実、事前相談の積極的活用及び抵当権同順位等による民間金融機関との協調融資の実施、金利水準の見直し等の制度改善に取り組み、業務を実施した。 ③子育て省エネ賃貸住宅融資	（マンション共用部分改良 94.2%（達成率 117.8%）、省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 81.8 %（達成率 102.2 %）、財形住宅融資 96.3%（達成率 120.3%）、高齢者住宅改良融資 100%（達成率 125%））。 ・大規模修繕工事に向けた計画的な積み立てを誘導するため、マンションすまい・る債積立組合が、マンション共用部分改良融資を利用する場合の融資金利引下げを実施した。 ・大手管理会社、マンション関連業界団体及び管理組合に個別勉強会・研修会を実施し、マンション共用部分改良融資等の制度普及を図り、マンションストック再生を支援し、平成 25 年度を上回る実績となった（マンションすまい・る債新規応募口数 57,525 口（平成 25 年度比 124.7%））、マンション共用部分改良融資受理実績 85.0 億円（平成 25 年度金額比 125.9%。うちマンション耐震改修融資受理実績 13.4 億円（平成 25 年度金額比 240%））。 ・復興再開発事業に対する準備組合段階から継続的な支援により工事着工につながったことをはじめとしたまちづくり融資によるマンション建替え事業、再開発事業等の支援を実施し、平成 25 年度を上回る実績となった（まちづくり融	努めている。 サービス付き高齢者向け住宅融資については、民間金融機関との協調融資の実施、金利水準の見直し等の制度改善等に取り組んでおり、実績も前年度より伸長している（平成 25 年度：12 件、平成 26 年度：19 件）。 また、マンションすまい・る債積立組合がマンション共用部分改良融資を利用する場合の融資金利引下げや、関係団体向け個別勉強会・研修会の拡充など、マンションストック再生への取組を強化し、実績増加につなげている。さらに、復興再開発事業に対する準備組合段階から継続的な支援により工事着工につながったことをはじめとしたまちづくり融資によるマンション建替え事業、再開発事業等の支援を実施し、平成 25 年度を上回る実績となった。 加えて、中期計画で掲げる標準処理期間内処理率目標について、全ての融資区分において目標を達成した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価通り「Ａ」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者会議開催前の時点では、４名の外部有識者からは「Ａ」評定、１名の外部有識者からは「Ｂ」評定が妥当であると
--	--	--	---	--	---	--	---

	ついて、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。	ついて、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。	ついて、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。		・省エネ性能の高い子育て賃貸住宅に対する融資に限り、賃貸住宅融資業務を実施した。 ・また、民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリング等を通じて面積が広く省エネ性能が高い賃貸住宅の供給状況を確認したところ、機構融資の利用が2割程度に相当することが確認された。賃貸住宅においては、省エネ性能の向上に要する費用を賃料に転嫁しづらいことや、床面積の広い子育て世帯向けの賃貸住宅では面積に対する賃料単価が低くなることから、子育て世帯向けに供給される賃貸住宅の省エネ性能向上を図るためには、引き続き機構融資を通じて供給を支援する必要がある。 ・なお、平成 27 年 4 月から融資の対象となる省エネ性能の基準に、「一次エネルギー消費量等級 4 以上」を追加した。 ④合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務等権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等のうち中小事業者が実施するものに限り実施した。 ・復興再開発事業に位置づけられている宮城県石巻市の 2 地区（中央三丁目 1 番地区、立町二丁目 5 番地区）及び宮城県塩竈市の 1 地区（海岸通 1 番 2 番地区）について、機構が事業検討段階から積極的に関与し、準備組合の段階からの継続的な支援により工事着工につなげた。 ・商店街の空洞化が問題となっていた長崎県佐世保市の再開発事業については、権利変換計画の認可申請取下げ、リーマン・ショックの影響による事業協力者・保留床取得者の撤退等、事業頓挫のリスクが生じていた中、機構が融資参画し、地元の金融機関を取りまとめながら平成 26 年 10 月に竣工した。これにより、商店街の活性化、都市型住宅の創出による定住化促進など、魅力あるまちづくりに寄与した。 ・また、民間による代替状況を把握するため、機構が関与した事業の割合の調査等により確認したところ、権利変換計画の許可がなされ	資の受理実績 816.2 億円（平成 25 年度金額比 129.8%）。 ・広島県における土砂災害及び長野県神城断層地震に対する地方公共団体と連携した被災者相談を実施した。 ・東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時から地方公共団体との連携をより強固なものとしていくため、旧住宅金融公庫時代に各都道府県等と締結していた協定の内容を見直し、新たな「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」を順次締結する取組を実施した（平成 26 年度末で 25 団体と新たな協定を締結（17 都道府県 8 市））。	の意見が示されていたが、外部有識者会議の場での議論を通じ、「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・定量的指標は A 評価をつける目安である 120%を達成しているものもある。しかし、業務の実施のうち、喫緊の課題である高齢者向け住宅に対する融資実績の記述がないのは、実績が伸びていないと評価せざるを得ない。 ・マンション共用部分改良融資やまちづくり融資によりマンション建替え事業再開発事業の実績が前年比として確実に改善されている。 ・すべての融資区分において標準処理期間内の処理目標率の目標が達成された。また、マンションのスラム化対策の支援（共用部分改良融資など）、復興再開発事業におけるマンション建替え事業のための融資等の実績は対前年度比 120%～240%であった。自然災害への対応としての協定書の見直し等、地方公共団体との連携体制が構築された。 ・各地で頻発した自然災害にも適切に対応を行っている。 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資含め、住宅資金融通業務について、機構として実績を拡大していきたいのかどうかのスタンスが見えてこない。
--	--	--	--	--	--	--	---

	しの検討を行うこと。				た市街地再開発事業等の機構融資の利用が 2 割程度、工事完了したマンション建替事業の機構融資の利用が 3 割程度に相当することが確認された。市街地再開発事業等については、関係者の合意形成が難しいことにより事業が長期化するリスクがあり、また、マンション建替事業については、居住者間の意見調整等が難しいことにより事業が長期化するリスクがあることから、このようなリスクのある事業を推進するため、引き続き機構融資を通じて事業を支援する必要がある。		
	⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施すること。 (2) 業務の実施 ① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施すること。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこと。	⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。 (2) 業務の実施 ① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。	⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。 (2) 業務の実施 ① 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を通じて、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力する。さらに、省エネ住宅の普及の促進等の住宅政策上の課題に対応する。また、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。 なお、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。		⑤財形住宅融資 中小企業勤労者向けの融資金利を引き下げるなどの制度改革に対応するとともに、ホームページ等を通じて融資制度の周知を行う等、融資業務を的確に実施した。 ・住宅の耐震化等の住宅政策上の課題に適切に対応するため、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を行うとともに、地方公共団体、住宅関連業界団体、NPO 法人等と連携して、マンション建替えや大規模修繕に関するセミナー等を開催した。 ・老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を適切に支援するため、きめ細やかな相談体制やセミナー等での周知活動、事務手続改善等の取組を実施したことにより、マンションの共用部分改良融資の受理金額が 85 億円に増加（昨年度比 125%増）、うちマンション耐震改修融資の受理金額は 13.35 億円に増加（昨年度比 240%増）となった。 ・修繕積立金の計画的な積立てや、適切な管理をサポートするために、セミナー等での周知や管理組合訪問等取組を実施したことにより、マンションすまい・る債の新規応募口数が 57,525 口に増加となった（昨年度 46,125 口対前年比 125%）。 ・上記周知活動については、以下のとおり実施した。 ①大手管理会社、マンション関連業界団体及び		

	② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該融資の審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の８割以上を処理すること。	② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の８割以上を処理する。 ア マンション共用部分改良融資 12 日 イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45 日 ウ 高齢者住宅改良融資 12 日 エ 財形住宅融資 12 日	② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の８割以上を処理する。 ア マンション共用部分改良融資 12 日 イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45 日 ウ 高齢者住宅改良融資 12 日 エ 財形住宅融資 12 日	管理組合に個別勉強会・研修会を実施（実施回数：約 70 回、昨年度：計 53 回） ②機構主催の管理組合向けセミナーを四大都市圏（東京、大阪、福岡、愛知）において開催（集客数：約 230 名、昨年度：約 200 名）。 ・老朽化マンションの大規模修繕工事等の適切な維持管理を支援するため、マンションすまい・る債積立組合に対するマンション共用部分リフォーム融資金利の引下げ（▲0.2%）を平成 27 年 1 月から実施した。 ・勘定内の資金を有効活用することにより、業務を実施した。 ・災害復興に係る融資を除き、財政融資資金は利用していない。 ・進捗管理の徹底等の審査スピードアップに向けた取組の結果、標準処理期間内に処理した件数の割合は次のとおりとなった。 ア マンション共用部分改良融資 94.2% イ 省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 81.8% ウ 高齢者住宅改良融資 100% エ 財形住宅融資 96.3%		
--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－9	経費率		
業務に関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号及び第2号並びに附則第7条第2項
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経費率 （計画値）	中 期 目 標 期 間 の 平 均 0.40 % 以下	－	－	－	－	－	中期目標 期間の平 均 0.40% 以下			予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397	
経費率 （実績値）	－	0.30%	0.32% (0.32%)	0.28% (0.30%)	0.30% (0.30%)					決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294	
達成度	－	－	－	－	－					経常費用（百万 円）	32,315	26,518	25,452	
										経常利益（百万 円）	9,235	13,758	15,479	
										行政サービス実 施コスト（百万 円）	－	－	－	
										従事人員数	194	193	188	

注）経費率（実績値）の上段は単年度実績値、下段は中期目標期間の平均値を記載

注）財形住宅資金貸付勘定及び住宅資金貸付等業務経理を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に	＜主な定量的指標＞ 経費率 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ・平成26年度の直接融資業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したことに加え、貸付金残高が減少したことにより0.30%となった（平成25年度0.28%）。 なお、平成24年度から平成26年度までの3年平均は、0.30%となった。	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：左記を踏まえ、B評価とした。	評定	B ＜評定に至った理由＞ 平成26年度の直接融資業務における経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したことに加え、貸付金残高が減少したことにより前年よりも増

	対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均が 0.40%以下とするように努めること。	債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均が 0.40%以下とするように努める。	対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を 0.40%以下とすることを目指して取り組む。	＜評価の視点＞ 直接融資業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均が 0.40%以下とするよう努めているか。			え 0.30%となったが、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年平均は 0.30%と中期計画の目標値（中期目標期間の平均 0.40%）の範囲内に収まっているため、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・前年度からは横ばいであるが、十分に目標水準を達成している。
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－10	東日本大震災への的確な対応		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号及び第2項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者の支援を行うことは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24－②

2. 主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度			
									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
										平成24年度	平成25年度
										平成26年度	平成27年度
										平成28年度	
									予算額（百万円）	8,536,165	8,592,145
									決算額（百万円）	8,570,035	7,860,696
									経常費用（百万円）	962,900	856,428
									経常利益（百万円）	197,173	231,269
									行政サービス実施コスト（百万円）	△ 129,582	△ 150,799
									従事人員数	888	876

注）証券化支援勘定、財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。

予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	東日本大震災への対応	東日本大震災への対応	東日本大震災への対応	＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定	A

	については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務を適切に実施すること。 (2) 返済中の被災者への対応 被災者の状況に応じた返済方法の変更を適切に実施すること。 また、「個人債務者の私的整理に関するガイ	については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行う。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務について、電話や面談による相談業務や、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。 (2) 返済中の被災者への対応 被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、	については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行う。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、災害復興宅地融資等の業務について、被災地への出張相談やお客さまコールセンターにおける返済シミュレーションサービスを積極的に実施する等、面談及び電話相談業務の取組を強化し、また、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、組織を挙げて適切に実施する。 特に、防災集団移転促進事業等に関する取組を支援するため、引き続き東北復興支援室を中心として、地方公共団体等との連携を強化する。 また、顧客のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善を進める。 (2) 返済中の被災者への対応 被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 東日本大震災への対応について、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行っているか。	- 被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を、平成 25 年度に引き続き実施した。 - また、平成 26 年度は、民間金融機関とも協力して相談会を開催することで、被災者の住宅再建を支援する取組を実施した。 - 相談会の回数:21 市町村 213 回(昨年度 198 回) このうち民間金融機関の参加 28 回 - 相談数：1,100 組 - 住宅再建相談会には、東北支店職員のほか、事前研修を受けた職員を全国から派遣（延べ 426 人・日）し、相談対応の質を確保しつつ、組織一丸となって継続的な相談サービスを提供した。 「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）」（復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース取りまとめ」平成 26 年 5 月 27 日公表）に掲げられた『造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮』を円滑に実施するため、復興庁等関係機関と連携し、所有権移転登記後の抵当権設定登記を確実に行うための手続を定め、土地の所有権移転登記及び抵当権設定登記の完了前に融資金の受取を可能とする仕組みを構築した。また、こうした機構が講じる事務対応について、民間金融機関での対応の参考としていただくよう、復興庁と連携し、被災 3 県において金融機関向け説明会を実施した。 - 岩手県沿岸部における宅地供給等が平成 26 年度後半から本格化することに対応し、地域により密着した支援を図るため、東北支店（仙台市）以外の拠点として、釜石市に「三陸復興支援センター」を開設（平成 26 年 6 月 26 日）し、被災者相談対応等を組織一丸となって実施した。 - 三陸復興支援センターでは、主に以下の取組を実施した。 ➤ 岩手県沿岸部での住宅再建相談会の実施及	評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A 評価とした。 - 被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を平成 25 年度に引き続き実施（述べ 426 人・日（平成 25 年度 422 人・日））。平成 26 年度は民間金融機関とも協力して相談会を開催（21 市町・213 回（うち民間金融機関参加 28 回、年間 52 週のうち、年末年始を除く 45 週の週末に平均 4.7 回）開催（平成 25 年度：26 市町・198 回開催））することで、被災者の住宅再建を支援する体制を整えて復興の後押しを図った。 「住宅復興まちづくりの加速化措置（第 5 弾）」（復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」平成 26 年 5 月 27 日公表）に掲げられた「造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間の短縮」を円滑に実施するため、復興庁等関係機関と連携し、所有権移転登記後の抵当権設定登記を確実に行うための手続を定め、土地の所有権移転登記及び抵当権設定登記の完了前に融資金の受取を可能とする仕組みを構築した。 - 岩手県沿岸部における宅地供給等が平成 26 年度後半から本格化することに対応し、地域	＜評定に至った理由＞ 地方公共団体等との緊密な連携の一環として、被災者の利便性の向上のために平成 25 年度から実施している関係機関（地方公共団体、建築士団体）と連携した住宅再建相談会について、平成 26 年度からは民間金融機関とも協力して開催することにより、被災者の住宅再建を支援する体制を整えて復興の後押しを図った。なお、本相談会には事前研修を受けた職員を全国から派遣しており、組織一丸となって対応を行っている。 国等との緊密な連携の一環として、防災集団移転促進事業における土地の所有権移転登記の完了前に融資金の受け取りを可能とする仕組みを復興庁等関係機関と連携し構築した。 加えて、「三陸復興支援センター」の開設により、地域に密着した支援を図っている。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価通り「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 住宅の早期着工に向けた住宅ローンの円滑な実施への対応は評価
--	--	---	--	---	--	--	---

	ドライン」（平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の手続に従い、適切な措置を講ずること。	被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。 また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の手続に従い、適切な措置を講ずる。	被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。 また、返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。）等の概要を説明するとともに、手続に従い、適切な措置を講ずる。		びその後のお客さまフォローを行った（実施回数※：58 回（隔週の週末（金曜日～月曜日）に開催）、相談数※：368 組）。※数値は上記住宅再建相談会の内数 ➤ 防災集団移転促進事業等を実施する釜石市、大船渡市、大槌町など 7 市町との民間住宅の早期着工のための住宅ローンの円滑な実施へ向けた対応等に関する綿密な調整等を行った。 - 平成 26 年度補正予算による融資限度額の引上げについては、ホームページ等で周知するとともに、金融機関の協力を得て、融資申込済みの方を対象にお知らせ（ダイレクトメール）を機構から直接送付し、引上げの内容と手続きを案内した。 - インターネットを利用できる環境にない被災者があることを踏まえ、フリーダイヤル対応で災害復興住宅融資の返済シミュレーションを行うサービスを実施した。返済シミュレーションの実施に当たっては、年齢や収入等、各被災者の状況を伺いながら、定年退職後の収入減、親子リレー返済の利用可能性等も踏まえ、希望者には試算結果を郵送する等、きめ細やかに対応した（対応実績 62 件）。 - 受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った結果、返済特例制度の適切な対応（329 件、累計 6,014 件）を実施するとともに、適用者のうち、据置期間の終了予定の方には、返済開始を案内するダイレクトメールにより返済の開始を案内し、必要に応じて据置期間の延長等必要な措置を講じた。 - 私的整理ガイドラインの適切な対応（申請 50 件（累計 350 件）、弁済計画成立 100 件（累計 308 件））を実施した。	により密着した支援を図るため、東北支店（仙台市）以外の拠点として、釜石市に「三陸復興支援センター」を開設（平成 26 年 6 月 26 日）し、被災者相談対応等を組織一丸となって実施した。	に値する。今後は、一層の普及に尽力していただきたい。 - 住宅の早期着工に向けた東日本大震災への的確な対応は評価できる。 - 被災者の住宅再建を支援するための相談会のワンストップサービスの提供はその頻度などにおいて昨年度を上回った。また、高台移転等における造成工事完了から被災者による住宅着工までの期間を短縮するための各機関の取組の取りまとめや住宅ローン融資のタイミングを早めるなど、被災者の利便性の向上に努めた。さらに、復興支援センターの設置や三陸復興通信の発行などを通じて、地域に密着した被災者相談対応が展開された。 - 住宅は非常に重要な生活基盤であり、支援機構の役割は重大である。適切な対応が行われていると評価できる。今後も被災者の目線に立った取り組みが続けられることを期待する。
--	---	---	---	--	--	---	---

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進めること。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めること。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進める。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、平成 28 年度末までに北関東支店及び南九州支店を他支店と統合するための準備を進める。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化及び、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえた平成 28 年度末までの北関東支店及び南九州支店の	＜主要な業務実績＞ ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 24 年度に以下の取組を実施したところであり、平成 26 年度においても引き続き当該取組を継続している。 ▶まちづくり推進部のマンション再生支援グループを廃止 ▶北海道支店、中国支店及び九州支店のまちづくり推進グループを廃止 ▶事業系直接融資に係る融資審査業務を審査部事業審査センターに集約し、各支店の事業審査グループを廃止 ・支店体制の見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議決定及び同年 12 月 24 日閣議決定)において、支店体制の見直しについて決定されたことを踏まえ、南九州支店と九州支店の統合を平成 27 年度中に、北関東支店と首都圏支店の統合については平成 28 年度上半期を目途として、統合後の円滑な業務実施のため、機会を捉えて、自治体、金融機関をはじめ関係のある地域	＜評価と根拠＞ 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 26 年度においても引き続き当該取組を継続している。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、支店体制の見直しについて、統合予定時期に向けて具体的に準備を進めた。	評価	B	＜評価に至った理由＞ 事務・事業の見直しの基本方針に沿って、組織の合理化に係る取組を継続しており、支店体制の見直しについても、統合予定時期に向けて、統合後の円滑な業務の実施のため、関係のある地域の自治体等に対する丁寧な説明の実施など具体的に準備を進めた。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致

				他支店との統合について進めているか。	各界に対する丁寧な説明の実施など準備を進めた。		した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・支店の統合について計画的に進められている。
--	--	--	--	--------------------	-------------------------	--	--

4．その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－2	一般管理費等の軽減、業務・システム最適化								
当該項目の重要度、難易度	該当なし				関連する政策評価・行政事業レビュー		該当なし		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率 (計画値)	最終年度までに 15%以上削減（平成 23 年度比）	－	－	－	－	－	最終年度までに 15% 以上削減	
	一般管理費削減率 (実績値)	－		10.8%	8.0%	7.7%			
	達成度	－	－	－	－	－			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減すること。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底すること。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、業務運営全体の効率化を図ることにより、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減する。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底する。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業	2. 一般管理費等の低減 (1) 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。）については、業務運営全体の効率化を図ることにより、中期目標の達成に向け削減する。 (2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底する。 ① 業務の効率化を図るため、住宅ローン債権のうち全額繰上償還を行った	＜主な定量的指標＞ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因を除く。） ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 一般管理費等の低減及び業務・システム最適化に努めているか。	＜主要な業務実績＞ ・一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 23 年度に比べ 7.7%削減した。 注）システム改修に係る一時的な経費（約 1.9 億円）があったが、これがなかった場合の削減率は約 14%であり、今後はシステム改修等も減少する予定であり、その他の経費についても削減する予定であることから、目標達成する見込みである。 ・債権回収会社への業務委託を活用し、物件処分による回収を促進した（個人向け債権の委託率：89.4%）。 ・電話相談業務、社内システムの運用・管理業務、住宅債券に係る事務手続、旅費事務手続等の外部委託を継続し、業務の効率化を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 23 年度に比べ 7.7%削減した。 ・業務・システム最適化計画に基づき、IT 投資管理委員会の運営等を通じた IT ガバナンスの実施、一般競争入札による調達等のシステムの調達、コストの適正化を行った。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 経費削減の取組により、一般管理費を平成 23 年度に比べ 7.7%削減しており、平成 26 年度のシステム改修に係る一時的な費用計上という特殊要因を除いた試算では削減率は約 14%と中期計画の目標値に近い数値となるなど、順調に推移しているといえる。 また、業務・システムの効率化・合理化についても適切に実施している。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。

	収業務等の業務は、積極的に外部機関への委託を進めることにより、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進すること。 ３．業務・システム最適化 (1)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施すること。 (2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現すること。	務について、外部の有識者の知見を活用する等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進する。 ３．業務・システム最適化 (1)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施する。 (2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 (3) 職員の I T リテラシー向上、内部人材のレベルアップを図るため、研修等を実施する。	ものについて、管理回収業務を債権回収会社に委託する。 ② 事務手続の外部機関への委託を行い、業務の効率化及び体制の合理化を推進する。 ３．業務・システム最適化 (1) 業務・システム最適化計画(平成 19 年度策定)について、これに着実に実施するとともに、更なる効率化・合理化に向けた措置を講じた見直しを行う。 (2) システム調達について、引き続き競争性の高い調達方式の採用等を行うとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。 (3) 内部人材のレベルアップを図るため、I T リテラシー向上に資する外部の専門的知見を有する者を活用して、職場内研修(O J T)等を実施する。		・総合オンラインシステムのサーバ化及び機構内に設置されたシステムのサーバ機器の統合プロジェクトについては順調に進捗している。 ・業務・システム最適化計画に基づき、I T 投資管理委員会の運営等を通じた I T ガバナンスの実施、一般競争入札による調達等のシステムの調達、コストの適正化を行った(9 件全てのシステム調達案件対象について一般競争入札による調達)。 ・W i t h システム運用業務について、機構業務で初めてとなる市場化テストを活用してより良質かつ低廉な公共サービスを実現できるよう調達仕様書の文言を内閣府の市場化テスト事務局と協議を重ね、入札監理小委員会の承認を得た。 ・人材育成のための計画の作成、外部の専門的知見を有する C I O 補佐官を交えた勉強会を 6 回実施した。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・業務の効率化が着実に進んでいる。
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

【項目別評定調書】

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2－3	入札及び契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	国における公共調達の適正化に向けた取組等を踏まえ、外部機関への業務の委託等に係る入札及び契約手続において、透明性及び公正な競争の確保、不正行為の予防等を推進すること。	(1) 国における公共調達の適正化に向けた取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。)) 及び契約監視委員会（「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき設置し、外部有識者及び監事により構成。）における審議結果等を踏まえ、入札及び契約手続の適正化を推進する。 (2) 随意契約の基準を定め、ホームページ上で公表する。また、国の基準も参照しつつ、一	(1) 契約監視委員会における審議等を踏まえて策定した随意契約等見直し計画(平成 22 年 6 月策定)に基づき、入札及び契約の適正化を着実に実施する。 (2) 随意契約の基準をホームページ上で公表する。また、国の基準も参照しつつ、一定額以	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 入札及び契約の適正化・公表に努めているか。	＜主要な業務実績＞ ・随意契約等見直し計画に基づき、以下の取組を実施した。 ➢ 競争性のない随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除き、契約を締結しないこととして取組を実施 ➢ 一者応札の見直しについては、仕様書の内容の見直し及び事業者からの聞き取りの反映など、より入札に参加しやすい環境を整備 その結果、競争性のない随意契約は金額ベースで全体の 1.8%となり、平成 25 年度の 1.6%より増加するものの、随意契約等見直し計画目標（5.1%）を下回っている。 ・平成 26 年度計 4 回の契約監視委員会において点検を実施した結果、いずれも適正であるという評価であった。 ・随意契約の基準等の契約方法に関する定め及び一定額（国の基準と同一）以上の契約情報等について、ホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約及び一者応札の見直しを実施した結果、競争性のない随意契約は当該計画目標を達成した。 ・随意契約の基準等の契約方法に関する定め及び一定額(国の基準と同一)以上の契約情報等について、ホームページで公表した。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 随意契約等見直し計画に基づいた取組により、競争性のない随意契約は当該計画の目標の範囲内に収まっており、計 4 回の契約監視委員会においても取組は適正であるとの評価を取得している。 加えて、随意契約の基準等について、ホームページでの公表を実施している。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は「B」	

		定額以上の随意契約についてホームページ上で公表する。	上の契約についてもホームページ上で公表する。				評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・随意契約は必要最小限とされている。
--	--	----------------------------	------------------------	--	--	--	---

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－4	適切な内部統制の実施、積極的な情報公開		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日）において「法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る」とされているように、重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、機構において業務の内部点検を定期的実施すること。また、その結果を踏まえ、業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図ること。 なお、第一期中期目標期間中に発生した事案に鑑み職員不祥事再発防止のためのコンプライアン	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画についての点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。 コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコ	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、平成25年度に判明した不適切な事務処理事案を踏まえ、内部統制の更なる高度化を図ることとし、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画について点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 適切な内部統制の実施、積極的な情報公開に努めているか。	＜主要な業務実績＞ ・平成25年度に判明した審査業務における不適切な事務処理事案を踏まえ、平成26年度も内部統制の更なる高度化に向けて以下の取組を実施した。 また、年度計画及び業務運営上の目標の確実な達成を図るため、部署ごとに重点的に取り組む事項をアクションプランとして定め、四半期ごとに実施状況の点検を行い、点検結果を役員会に報告するなどPDCAサイクルを実施し、年度計画等の内部点検を適切に実施した。 （予防的統制） ➤ 審査部審査センターにおいて、平成25年12月に実施した審査センター長からグループ長・推進役への決裁権限の委譲を進め、平成26年9月にも委譲事項を拡大した。これにより、審査センター長はモニタリング、職員の育成等の内部管理に重点的に取り組むこととした。 ➤ 審査センターでの取組も踏まえて、事業審査センターでも決裁権限の見直しを行い、事業審査	＜評価と根拠＞ 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・過去に発生した不祥事や不適切な事務処理事案を踏まえて、決裁権限の委譲による管理職者によるモニタリング強化、「考えるコンプライアンス」の推進等の「予防的統制」、及び各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検、内部監査における個人デスク内の書類を確認する等の「発見的統制」の観点から統制環境を整備した。 ・職員の啓発による統制環境の整備・充実を図るため、理事長から職員へのメッセージの	評価	B	＜評価に至った理由＞ 平成25年度に判明した審査業務における不適切な事務処理事案を踏まえ、適切な内部統制の実施に向けた組織的な対応や、職員への動機付け、現場での改善活動が実施されているほか、コンプライアンスの確保、セキュリティの強化に向けた取組がなされている。さらに、これらの取組状況については四半期ごとの点検が行われておりPDCAサイクルの実施がなされている。 また、平成25年度決算の財務内容等についての情報公開も適切に実施している。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の

	スの取組について、点検・検証を行い、必要に応じて、随時、取組方策の見直しを行うこと。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	ンプライアンス委員会において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。 なお、コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの徹底、営業行動管理、人事管理及び情報管理に係る具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組むとともに、四半期ごとに取組状況を点検するほか、毎年度1回、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証の上、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	充実を図る。 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を設置し、事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。 コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。 昨年度に引き続き、コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のための具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組む。 また、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。 また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		センター長は、モニタリング、職員の育成等の内部管理に重点的に取り組むこととした。 ➤ 支店においても、管理職者による主体的なマネジメントを一層強化するための時間確保、及び非管理職者が権限と責任のある業務を担当することによるモチベーション向上を目的として、これまでグループ長が行っていた検印的な確認、照合に該当する事項を、非管理職者が行うこととした。 ➤ 懸念・不審情報があった場合の情報共有や内部通報制度の周知を徹底するとともに、所属長及び人事部署による職員面談の実施、退職者アンケートの実施等の人事管理を徹底した。 ➤ 理事長から職員に対し、折に触れて内部統制についてのメッセージを発信しているほか、外部の専門家を講師に招き内部統制について管理職研修を実施した。 ➤ 経営に対する職員の意識を高め、現場力の向上に繋げることを目的として、経営上のトピックスをまとめた「経営情報通信」を発行（平成26年度24回（平成25年度6回）、全社掲示板に掲載）し、説明会を開催した。なお、「経営情報通信」に関するアンケートを全職員に対して実施したところ、「非常に有益」が30%、「やや有益」が58%、「あまり有益ではない」が12%、「全く有益ではない」が0%という結果であった。 ➤ 仕事の意味や意義を再確認すること等を目的に、お客さまやビジネスパートナーから職員が頂いた「ありがとう事例」を集めて冊子として作成した。（発見的統制） ➤ 自部署における内部統制の状況を自ら点検するため、各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検を年間2回実施した。 ➤ 民間金融機関の運用を踏まえ、不正防止の観点から、自部署執務室内の個人デスク等の点検や長期休暇の取得の徹底について検討し、平成26年度に実施した。 ➤ 内部監査において、個人デスク内の書類を確認する等の検査的視点を強化した監査を実施した。また、内部自主点検や実地点検・モニタリ	発信、内部統制についての研修会の実施、経営上のトピックスをまとめた情報通信の発行（平成26年度24回（平成25年度6回））等を実施した。 ・権限委譲に併せて行う「例外管理」の実施に際して、外部環境の変化等に対応し、業務の有効性及び効率性を改善する取組として、カイゼン活動を積極的に推進した。 〔カイゼン件数〕平成26年度：967件、平成25年度：363件、平成24年度：147件 ・標的型攻撃を受けた場合に緊急かつ的確に対応するため、セキュリティの強化を図り、専門緊急対応チーム「機構CSIRT」を設置し、標的型攻撃への対応手順を定めるとともに、システムの脆弱性診断、職員への標的型攻撃メール訓練を実施した。 ・平成25年度決算の財務内容等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。	自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・過去の事象の反省にたって、全職員への動機付けが進められるなど、組織的な対応がとられている。政府機関へのサイバー攻撃が頻発しているが、機構としても対策に取り組んでおられるが、その点の対応に遺漏なきようお願いしたい。
--	--	--	---	--	---	--	--

					ングの実施状況やその有効性を加味し、発見的統制を意識した監査を実施した。 (例外管理) ➤ 外部環境の変化等に対応して業務運営を行うため、業務の有効性及び効率性を改善する取組として、現場でのカイゼン活動を積極的に推進した。毎年度「カイゼン発表全国大会」を開催して、遠藤功教授（早稲田大学ビジネススクール教授）をお招きし、発表された各カイゼン事例に対するご講評をいただいた。なお、C S推進部お客さまコールセンターが発表した事例について遠藤功教授の書籍「現場論」（東洋経済新報社）に掲載頂き、評価いただいた。（カイゼン件数 平成 26 年度：967 件、平成 25 年度：363 件、平成 24 年度：147 件） ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、平成 26 年 4 月に事業運営審議委員会を設置し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表した（平成 26 年度は 3 回開催）。 ・平成 27 年 4 月 1 日施行の改正独立行政法人通則法において、独立行政法人のガバナンス強化を目的として、業務方法書に内部統制の整備に関する事項を整備すべきとされたことから、業務方法書を改正し、併せて内部統制基本方針を改正した。 ・機構全体のコンプライアンスを徹底・定着させるための行動計画として、職員不祥事の再発防止策を含むコンプライアンスプログラムを策定し、これに基づいてコンプライアンス推進活動を行った。具体的には、 ➤ 各部署毎に職員不祥事の振り返りを行うとともに関連するテーマでコンプライアンスミーティング（全職員が各部署の小グループの単位に分かれて行う双方向の議論）を行った。 ➤ 各部署の業務におけるコンプライアンス上のリスクを洗い出し、自分たちで対応策を検討し、実行する取組（セルフアセスメント）を継続するとともに、実効性のある対応策を継続させるための仕組等を検討した。	
--	--	--	--	--	---	--

	6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、情報公開を積極的に推進すること。	6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。	6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介する日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページの内容について、勘定ごとの財務内容の解説等の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。	➤ コンプライアンスドリルを1日1問形式に変更し、日々コンプライアンスの重要性に接する機会を持つことで意識の向上に繋げた。 ➤ ハラスメント防止の取組として、ハラスメント防止規程の制定、職員向け研修、事例の周知等を行った。 ・コンプライアンスプログラムの四半期毎の点検を行い、その結果をコンプライアンス委員会へ報告した。なお、コンプライアンス委員会に外部有識者の参加を得て、その意見を踏まえて次年度のコンプライアンスプログラムを策定した。 ・ディスクロージャー誌、ホームページの内容の充実など情報公開を積極的に実施。ディスクロージャー誌では、平成 25 年度の取組をトピックスとした特集ページを作成した。併せて取組をよりコンパクトに取りまとめたダイジェスト版を作成した。 ・標的型攻撃を受けた場合に緊急かつ的確に対応するため、セキュリティの強化を図るとともに、専門緊急対応チーム「機構 C S I R T」（Computer Security Incident Response Team の略）を設置し、標的型攻撃への対応手順を定めた。 ・システムの脆弱性診断、職員への標的型攻撃メール訓練を実施した。 ・平成 25 年度決算の財務内容、勘定ごとの財務状況の解説、中期目標・中期計画・年度計画等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。 ・平成 26 年度は、上記に加えて機構の取組内容等が簡潔に分かるように引き続きミニディスクロージャー誌を作成し、関係機関へ配布した。		
--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
3－1	収支改善			
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国の財政資金の効率的な活用を徹底し、機構の効率的・安定的な経営を図るため、その財務内容の健全化・改善に努めることが重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消すること。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消する。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等については、ホームページを	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、繰越欠損金が発生しない損益を維持する。 また、損益状況等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 収 支 改 善 につい て、中期計画に掲げ る繰越欠損金に係る 目標の達成及び損益 状況等の公開に努め ているか。	＜主要な業務実績＞ ・証券化支援事業の普及に向けて組織一丸となって取り組むとともに、個々のお客さまの状況に応じ丁寧な正常化支援を行う等の管理回収の取組によりリスク管理債権を削減した結果、既往債権管理勘定以外の勘定（保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）について、1,029 億円の当期総利益を計上し、2,051 億円の利益剰余金を計上した。 ・証券化支援事業（買取型）の信用リスク及びA L Mリスクについては、収益の発現に対して費用（損失）の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。 ・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A 評価とした。 ・既往債権管理勘定以外の勘定において、リスク管理債権の削減に向けた取組の強化、証券化支援事業の普及に向けて、組織一丸となって取り組んだ結果、繰越損失金解消後も引き続き単年度黒字を達成（四期連続）した。 ・既往債権管理勘定においても、同様にリスク管理債権の削減に向けた取組等により単年度黒字を達成（四期連続）し、繰越欠損金を着実に削減した。 ・証券化支援事業（買取型）の信用リスク及び金利変動リ	評定	B	＜評定に至った理由＞ 既往債権管理勘定以外の勘定については、26 年度は 1,029 億円の当期総利益を計上して利益剰余金を 2,051 億円とし、第二期中期目標期間の初年度に繰越欠損金の解消目標を達成して以来毎年度黒字を達成しており、繰越欠損金が発生しない損益を維持している。 既往債権管理勘定については、当期総利益を 1,760 億円計上して繰越欠損金を 1,084 億円とし、繰越欠損金は着実に削減されてきている（平成 24 年度：4,499 億円、平成 25 年度 2,844 億円）。 また、損益状況等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて随時公開している。 これらを総合的に勘案し、中期計画

	(2) 既往債権管理勘定について繰越欠損金の解消に向けて債権管理・回収を的確に行うこと。 また、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。	通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。 (2) 既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生 の抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。 また、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。	開する。 (2) 既往債権管理勘定については、借入者の個別状況を踏まえつつ、返済相談等を通じて新規延滞発生 の抑制を図り、また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。 また、損失の状況、処理方法等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。		- 返済相談等を通じた新規延滞発生 の抑制、担保不動産の任意売却等の回収の取組等により、繰越欠損金は 1,084 億円となり、平成 25 年度から 1,760 億円削減した。 (証券化支援事業の普及に向けた取組) - 金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じた良質な住宅への誘導を実施した。 ➤ 省エネ住宅のシェア 61.8% (平成25年度59.1%) - 機構における審査日数の短縮化による利便性の向上 ➤ 標準処理期間内処理割合 83.4% (平成25年度81.2%) ➤ 追加審査案件の機構における平均審査日数の短縮化 2.5 日 (平成 25 年度 3.2 日) - 金融機関から機構への審査書類の送付に要する日数の短縮化に向けて、伝送処理の取扱増加の働きかけを推進した。 ➤ 買取申請件数に占める利用率 78.4% (平成 25 年度 66.9%) - I RやMB Sの平準化等の取組によるスプレッドの安定化に取り組み、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供した。 (リスク管理債権の削減に向けた取組) - 返済が継続しているお客さまについてアンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリングを実施するなどして、丁寧な返済相談を行いお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案した。 - 丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から	スクについては、収益の発現に対して費用の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。 ＜証券化支援事業の普及に向けた取組＞ - 金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じて良質な住宅へ誘導し、省エネ住宅シェアが平成 25 年度よりも高まった。 - 機構における審査日数の短縮化とともに、伝送処理の取扱い増加の働きかけを推進し、金融機関から機構への審査書類の送付に要する時間を短縮化することにより、お客さまの利便性を向上させた。 - I RやMB Sの平準化等の取組によるスプレッドの安定化に取り組み、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供できた。 ＜リスク管理債権の削減に向けた取組＞ - 返済が継続しているお客さまについてアンケート形式の書面を活用した提案	における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。 なお、機構の自己評価では「A」評価とされているが、既往債権管理勘定については、中期計画の目標通りまだ繰越欠損金を着実に削減している途中段階にあることから、所期の目標を上回るとまでは認められず、「A」評価には至らないものと判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者会議開催前の時点では、1 名の外部有識者からは「A」評価、4 名の外部有識者からは「B」評価が妥当であるとの意見が示されていたが、外部有識者会議の場での議論を通じ、「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・(1) の既往債権管理勘定以外の繰越欠損金の解消は既に達成され、評価される。(2) の既往債権管理勘定の繰越欠損金の着実な削減も進み、一定の評価はできる。ただ、繰越欠損金が解消した訳ではないので、A評価の基準である 120%以上の達成とするのはやや難しいか。リフォーム関連の業務が十分達成されていないことなどを加味すると、「標準」という水準であろう。 ・既往債権管理勘定以外の勘定、既往債権管理勘定ともに、年度計画目標は達成しているが、後者において繰越欠損金が解消されていない以上、上回る成果が得られているとは評
--	---	---	---	--	--	---	---

				任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 (参考) 「当期総利益又は当期総損失」及び「利益剰余金又は繰越欠損金」の推移 (既往債権管理勘定以外の勘定※) ※保証協会承継業務に係るものを除く (億円) <table><tr><th></th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th></tr><tr><td>単年度</td><td>▲ 171</td><td>453</td><td>401</td><td>761</td><td>1,029</td></tr><tr><td>累計</td><td>▲ 285</td><td>168</td><td>260</td><td>1,022</td><td>2,051</td></tr></table> (既往債権管理勘定) (億円) <table><tr><th></th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th></tr><tr><td>単年度</td><td>▲ 169</td><td>837</td><td>1,659</td><td>1,655</td><td>1,760</td></tr><tr><td>累計</td><td>▲ 6,994</td><td>▲ 6,158</td><td>▲ 4,499</td><td>▲ 2,844</td><td>▲ 1,084</td></tr></table> ・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開した。		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	単年度	▲ 171	453	401	761	1,029	累計	▲ 285	168	260	1,022	2,051		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	単年度	▲ 169	837	1,659	1,655	1,760	累計	▲ 6,994	▲ 6,158	▲ 4,499	▲ 2,844	▲ 1,084	型カウンセリングを実施するなどして、丁寧な返済相談を行いお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案した。 ・丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。	価できない。 ・経費率等については中期計画値を超える実績をあげていることを評価したい。 ・いずれの勘定においても4期連続の単年度黒字が達成された。収益の安定性およびリスク管理債権の縮小を図り、また、買取型の証券化支援事業における収益と費用の発現時期のマッチングといった地道な取り組みの成果であり、評価できる。また、既往債権管理勘定の繰越欠損金も昨年と同様に順調に削減されている。また、この勘定の累積赤字は次年度には解消することが見込まれる。しかし、現時点では未だ回収途中であるため、当該年度の「収支」の評価としては所期の目標を達成していると認められるということに留めるべきであろう。 ・「既往債権管理勘定以外の勘定」と「既往債権管理勘定」の両方について、4期連続の黒字を達成しており、順調に収支改善がみられる。ただし、「既往債権管理勘定以外の勘定」の「黒字」については、残高が積み上がるプロセスにあることが有利に働いており、今後の返済の状況を見る必要がある。 ・証券化支援勘定の収支改善については、MBSが市場で難なく消化されていることが大きな要因であると考えられ、どこに機構としての努力が見られるのか分かりづらい。また、既往債権管理勘定の収支改善については、個々のファイナンスにまできめ細かく対応しリスク管理債権を削減していることは高く評価できるものの、その点は別の項目にて評価していることである。主務大臣の目線に立てば、繰越欠損金が解
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																					
単年度	▲ 171	453	401	761	1,029																																					
累計	▲ 285	168	260	1,022	2,051																																					
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																					
単年度	▲ 169	837	1,659	1,655	1,760																																					
累計	▲ 6,994	▲ 6,158	▲ 4,499	▲ 2,844	▲ 1,084																																					

							消していない段階でA評価とは言えないだろう。 ・財務内容が改善してきたことにより機構が新たな事業に取り組んでいることで、当該事業への諸費用もかかり、本来であれば苦しい時期になると思われるが、そのなかで黒字を出していることは評価に値する。
--	--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	リスク管理の徹底等(1)～(3)		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する機能を強化すること。	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する態勢を通じて、リスク管理機能を強化する。	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するために、機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえ、各リスクの管理を行う。また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定、各リスクの管理態勢計画の策定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 機構の各種リスクを的確に管理し、対応しているか。	＜主要な業務実績＞ ・信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等を的確に管理するために、各リスクを担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会（23 回開催）及びALMリスク管理委員会（15 回開催）において各リスク管理のPDCAを実践した。 ・各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、リスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理態勢整備のための年度方針の策定について役員会で審議し、これらに基づきモニタリングを実施した。モニタリング結果は可能な限り早期に役員会へ報告した。 ・また、平成 26 年度のリスク横断的シミュレーションでは、将来の金利変動等を加味したキャッシュフローを前提に、信用リスク及び市場リスクの両リスクから発生する損失が金利収入で賄われているかどうかをリスク横断的に計測するとともに、将来の事業量の変化に係るシナリオ分析も行い、これらのリスクの増加に対する財務上の耐性等を確認した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等について、四半期毎にモニタリングを行い、その結果を各リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ・モニタリング結果等を踏まえて、審査方針の見直し、信用コストの設定等を実施した。	評価	B
					＜評価に至った理由＞ 機構の各種リスクについて、四半期毎のモニタリングを行い、結果を各リスク管理委員会等へ報告したことに加え、モニタリング結果等を踏まえ、審査方針の見直しや信用コストの設定等の対応を実施した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以			

	(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行うこと。	(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測し、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。	(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。 また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の高度化を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。	・四半期毎にモニタリングを行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ・モニタリング結果、買取型の足下の利用状況等を踏まえて、平成 26 年度審査方針を見直した。 ・モニタリング結果等を踏まえて、買取型及び機構融資債権に係る平成 27 年度信用コストを設定した。 ・平成 26 年度の債権属性を踏まえて平成 27 年度リスクテイク方針を定めた。 ・平成 26 年度の審査方針を総括し、それを踏まえて平成 27 年度審査方針を定めた。		下の通り。 ・リスク管理態勢が整備され、有効に機能している。
	(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理すること。 既往債権管理勘定にあっては、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずること。	(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化や金利スワップ取引を活用した金利リスクのヘッジ等により的確に管理する。また、既往の資金の再調達・再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、ALM(資産・負債総合管理)の高度化を図る。 既往債権管理勘定にあっては、財政融資資	(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、証券化、多様な年限の一般担保債券(以下「SB」という。)の組み合わせによる発行等により、適切に対応する。 また、SBの満期償還に伴う再調達や余剰資金の再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、ALMの高度化を図る。 既往債権管理勘定にあっては、財政融資資	・フラット35及び賃貸住宅融資においてストックから生ずるキャッシュフローのズレを、新規の資金調達時に事後的に調整するために平成 24 年1月に導入した仕組みを平成 26 年度も引き続き実施した。 ・MBS、機構初となる3年債を含む複数の年限のSBの発行のほか、機構初となるシンジケートローンによる借入れを行い、資金調達の多様化を図った。 ・市場関係者の金利見通しと同じ目線で金利リスクを管理するため、インプライドフォワードレート(60 営業日平均)をベースにした金利シナリオに見直した。 ・既往債権管理勘定の中長期的な資金ギャップを把握した上で、この資金ギャップの縮減に資する資		

		金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずる。	金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップについて、必要に応じてS B等による資金の再調達を行うとともに、資金の有効活用の方策を検討・実施する。		金を平成 27 年度に調達する方針を決定した。		
--	--	---	--	--	-------------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	リスク管理の徹底等(4)～(9)		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	リスク管理債権削減率（既往）（計画値）	最終年度までに10%以上削減	－	－	－	－	－	10.0%以上削減	
	リスク管理債権削減率（既往）（実績値）	－		11.1%	26.1%	39.5%			
	達成度	－	－	－	－	－			
	リスク管理債権残高 額比率（証券） （計画値）	最終年度までに3.6%以内	－	－	－	－	－	3.6%以内	
	リスク管理債権残高 額比率（証券） （実績値）	－	1.20%	1.09%	1.0%	0.90%			
	達成度	－	－	－	－	－			
	リスク管理債権残高 額比率（賃貸） （計画値）	最終年度までに3.6%以内	－	－	－	－	－	3.6%以内	
	リスク管理債権残高 額比率（賃貸） （実績値）	－	1.31%	2.17%	1.84%	1.86%			
	達成度	－	－	－	－	－			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(4) 住宅ローン債権の回	(4) 住宅ローン債権の回	(4) 住宅ローン債権の回	＜主な定量的指	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	A

	収業務を委託した外部機関の破綻リスクについて、適切に対応すること。 (5) 返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生 of 抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど、的確な債権管理を実施すること。	収業務の委託先については、経営状況等を適切に把握するとともに、万一委託先が破綻した場合には、業務の引受けが円滑に行われるよう事務処理の整備等の体制構築を図る。 (5) 借入者の個別の状況を踏まえつつ、的確な債権管理を行うことにより、延滞債権を削減する。借入者の生活再建の円滑化に向け、返済困難者や被災者等との返済相談や返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生 of 抑制を図る。 また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、債権回収を的確に行う。	収業務の委託先に対しては、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。また、委託先の経営状況のモニタリングを行い、万一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう譲渡先の選定、移管手順等の事務処理スキームの整備等を行う。 (5) 個人向けの住宅ローン債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。 返済が困難になった借入者に対しては、平成 25 年 3 月 31 日を以て適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成 21 年法律第 96 号) (以下「金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する。 また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。 (6) 事業者向け債権につ	標> ・リスク管理債権削減率 (既往) ・リスク管理債権残高 額比率 (証券) ・リスク管理債権残高 額比率 (賃貸) <その他の指標> なし <評価の視点> リスク管理債権の削減等に努めているか。	・新規参入申請金融機関については、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等の適合基準に基づき適切に審査を行い、既委託先金融機関については、行政処分状況、決算結果等の経営状況等のモニタリングを実施することにより、全委託先金融機関の経営状況を把握した。 ・委託先が破綻した場合に備えて、破綻時の対応に係る研修を行った。 ・返済相談等を通じて借入者の実情を把握し、実情を考慮した返済計画の策定を行う等、返済継続を促す働きかけに取り組んだ。 ・延滞が継続しているお客さまについては、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリング (アンケート形式の書面を活用するなど、具体的な延滞の原因や生活状況を詳細に把握することにより、お客さまの状況に応じた家計の見直しや返済条件の変更を提案すること。)の結果を踏まえ、平成 26 年度からはより高い効果が期待できる標準的な取組方法 (直近 3 か月において 3 ～ 4 か月延滞で推移しているお客さま等を中心に送付、お客さまの目につきやすく、回答しやすい発送方法・書式等の工夫) を定め、全支店で実施するなど、きめ細やかな対応を行い、正常化を支援した (提案型カウンセリングを実施したお客さまの改善率 (延滞解消又は延滞回数が縮減した割合) は 48.4%)。 ・金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応。必要な相談体制の整備や実施状況の主務省報告を行ったほか、証券化支援業務の買取債権における元金据置中の金利引下げ (1 %引下げ) について、同法適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ (0.5%引下げ) を実施した。	評定：A 理由：以下の実績を踏まえ、A 評価とした。 ・延滞が継続しているお客さまについて、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリングの結果を踏まえ、平成 26 年度からはより高い効果が期待できる標準的な取組方法 (直近 3 か月において 3 ～ 4 か月延滞で推移しているお客さま等を中心に送付、お客さまの目につきやすく、回答しやすい発送方法・書式等の工夫) を定め、全支店で実施した。 ・金融円滑化法の適用期限終了後においても同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応した。 なお、買取債権における元金据置中の金利引下げ (1 %引下げ) について、金融円滑化の適用期間中は国費で対応していたが、終了後においても、機構の自助努力により金利引き下げ (0.5%引下げ) を実施した。 ・丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から「任意売却」の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 ・上記のように、返済が困難になったお客さまへのきめ細かな対応を通じ、次のとおりリ	<評定に至った理由> リスク管理債権の削減のため、延滞が継続している利用者について、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリングの結果を踏まえ、平成 26 年度からは効果的な取組方法を定め全支店で実施したことを筆頭に、返済が困難になった利用者へのきめ細やかな対応を実施したことで、リスク管理債権の中期計画における目標値については、いずれも大きく上回る実績を達成している。 また、既往債権管理勘定の残高が減っていく中で、債権管理回収業務の委託先金融機関における返済相談等を通じた延滞債権の削減及び顧客サービスの維持向上を図るため、業務委託手数料を引き上げることを決定した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価通り「A」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・延滞の削減に向けた取り組みは評価に値する。 ・延滞削減に向けた取り組みが結果としてリスク管理債権の減少に結びついているため評価できる。
--	---	---	--	---	--	--	--

			いては、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。 また、満3か月以上の延滞債権について、個別債権ごとに進捗管理を行う。 返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する。 また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。		・丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更の適用により、正常化率の向上に寄与した。個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と4年経過時点での正常化率は以下のとおり。 ➤ 平成20年度：20,200件、71.30%（平成24年度末） ➤ 平成21年度：25,494件、77.90%（平成25年度末） ➤ 平成22年度：24,713件、78.90%（平成26年度末） ・丁寧なカウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。 ・受託金融機関における返済相談等を通じた延滞債権の削減及びお客さまサービスの維持向上を図るため、債権管理回収業務に係る業務委託手数料を引き上げることを決定した。 ・事業者向け債権については、債権管理業務・自己査定業務の一環として、借入者の財務内容の把握に努めるとともに、満3か月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、個人向け住宅ローン債権と同じく、返済継続が困難な借入者に対する対応等を行った。その他にも、特定優良賃貸住宅の家賃補助の終了時期が到来する債権に対しモニタリングを実施し返済継続を支援した。 ・返済相談の実施等により、新規の不良債権を抑制しつつ、返済継続が困難な債権は債権回収会社への委託を活用し、任意売却等による早期の処理により削減を図った結果、リスク管理債権額は対平成23年度比で39.5%減少した。	スク管理債権の目標値を大幅に上回る削減を実現した。 [既往債権管理業務のリスク管理債権額] 対平成23年度末比▲39.5%（目標10%以上） [証券化支援業務のリスク管理債権比率] 0.90%（目標3.6%以内） [賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率] 1.86%（目標3.6%以内）	・既往債権管理、証券化支援、および賃貸住宅融資の3つの業務における定量的な達成度はすべて所期の目標を上回る水準であった。これは、返済困難者の状況（延滞の初期、継続中、および返済継続不可能）に応じたきめ細かな対応が功を奏していると言える。例えば、個人向け直接融資債権に関する返済方法の変更によって約80%が正常化している。 ・既往債権管理業務のリスク管理債権額が大幅に減少している。返済方法変更債権の正常化率（4年経過時点）も80%近くまで向上してきており、正常化のための取り組みが奏功していると判断できる。
(6) 既往債権管理業務については、平成23年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに10%以上削減すること。	(6) 既往債権管理業務については、平成23年度末のリスク管理債権の残高額について、新規目標期間の最終年度までに10%以上削減する。	(7) 既往債権管理業務については、平成23年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ、中期目標期間の最終年度までに10%以上削減することを目指す取り組み。					
(7) 証券化支援業務につ	(7) 証券化支援業務につ	(8) 証券化支援業務につ		・買取債権残高が増加する中、買取審査の適切な実			

	いては、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制すること。 (8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制すること。 (9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施すること。	いては、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制すること。 (8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制すること。 (9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施すること。	いては、適切な融資審査及び的確な債権管理を行い、中期目標期間の最終年度における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。 (9) 賃貸住宅融資業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を実施し、中期目標期間の最終年度における証書貸付残高に対するリスク管理債権の残高額の比率を3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。 (10) 独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証を適切に実施し、保証債務履行により発生する求償権については、物件の任意売却、競売等の回収手段により着実に実施する。		施、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権比率は0.90%となった。 ・借入者の財務内容の把握、個別債権ごとの進捗管理の実施により延滞債権削減に努めた結果、リスク管理債権比率は1.86%となった。 ・福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から請求のあった債権の全てについて、保証債務履行を行った。履行後の求償権については、債権回収会社への業務委託等により回収を行った。		
--	--	--	---	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：－	評価	－

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4－1	短期借入金の限度額			
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 平成 26 年度における短期借入金（手形借入金及びコール借入）の実績無し。	<評価と根拠> 評価：－	評価	－	

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		該当なし	該当なし	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	－

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		南が丘第一宿舎（名古屋市）、南が丘第二宿舎（名古屋市）、木太宿舎（高松市）の処分を計画	該当なし	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ・平成 25 年 5 月に売却手続を完了した。	＜評価と根拠＞ 評価：－	評価	－

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
6－1	剰余金の使途			
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度末における剰余金の残余については、財形住宅資金貸付勘定の機構法第 18 条第 2 項積立金及び住宅資金貸付等勘定の前中期目標期間繰越積立金を除き、全て一般積立金として整理し、剰余金の使途への充当は行わない予定である。	＜評価と根拠＞ 評価：－	評価	－	

4. その他参考情報									
特になし									

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7－1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		該当なし	該当なし	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞	評価	－

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7－2	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	人員数削減率 (計画値)	最終年度までに 5%以上削減	－	－	－	－	－	5%	
	人員数削減率 (実績値)	－		3.8%	4.3%	3.4%			
	達成率	－	－	－	－	－			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減すること。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してそ	(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減する。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し	(1) 中期目標に設定している数値目標を達成するため、業務運営の効率化により計画的に人員の抑制を図る。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成 28 年度ま	＜主な定量的指標＞ 人員数削減率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 人事に関する事項について適切に取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ・計画的な人員の抑制により、平成 26 年度末の常勤職員数は、890 人（平成 24 年度期首比▲3.4%）となった。 ・人件費については、前年度との執行状況を随時比較し、平成 26 年度の執行状況を的確に管理。その結果、7,953 百万円(対平成 23 年度比▲1.2%)となった。 ・給与水準については、対国家公務員指数の結果等について検証の上、平成 27 年 6 月 30 日にホームページで公表した。 ・平成 26 年度の対国家公務員指数は、年齢・地域・学歴勘案後 108.1（平成 23 年度比：▲4.7 ポイント）となった。 ・各地域に拠点を有し、全国規模で金融サービスを提供している民間金融機関等や機構と就職希望者が競合する民間金融機関等との給与水準の比	＜評定と根拠＞ 評定：B 理由：左記の実績を踏まえ、B 評価とした。	評定	B	
								＜評定に至った理由＞ 計画的な人員の抑制により、平成 26 年度末の常勤職員数は、890 人となり、平成 24 年度期首比▲3.4%と、昨年度よりは数値は悪化したものの、目標値である▲5%の実現に向け順調に推移している。 また、人件費・給与水準についても適正に管理や検証・公表が行われており、職員の専門性の向上についても、専門家の確保や研修等の実施等について取り組んでいる。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改	

	の適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	てその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	でに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指して計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	較において、民間金融機関等と同年齢と仮定して算定した機構の給与（推計値）（※）は、民間金融機関等に比べ概ね同水準又は下回る水準にある。 ※民間金融機関等と機構のデータを比べた場合、年齢差以外にも地域差（東京 23 区に勤務する機構職員の割合（平成 26 年度給与水準公表ベース）は 64.0%）、学歴差（大学卒以上の学歴の職員割合（同）は 84.2%）、職種差（総合職職員の割合（同）は 82.7%）等の分布の差が生じていると推測されるが、詳細な民間金融機関等のデータが存在しないため、比較する上で考慮できていない。 平均給与の比較 <table><tr><th>金融機関</th><th>平均給与 （注1、注3）</th><th>機構平均給与 （注2、注3）</th></tr><tr><td>金融機関A（都市銀行）</td><td>7,986千円</td><td>7,914千円</td></tr><tr><td>金融機関B（都市銀行）</td><td>8,318千円</td><td>7,428千円</td></tr><tr><td>金融機関C（信託銀行）</td><td>8,566千円</td><td>8,574千円</td></tr><tr><td>金融機関D（政策金融機関）</td><td>10,461千円</td><td>7,828千円</td></tr></table> 注1:民間金融機関等の平均年齢及び平均給与等のデータは、有価証券報告書（平成25年事業年度）より抜粋。 注2:機構の平均給与は、平成26年度給与データを基にした給与カーブに比較対象金融機関の平均年齢を当てはめて算出した金額。 注3:有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与には、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、上表の当機構の平均給与も時間外勤務手当及び通勤手当を含んだものとしている。	金融機関	平均給与 （注1、注3）	機構平均給与 （注2、注3）	金融機関A（都市銀行）	7,986千円	7,914千円	金融機関B（都市銀行）	8,318千円	7,428千円	金融機関C（信託銀行）	8,566千円	8,574千円	金融機関D（政策金融機関）	10,461千円	7,828千円	善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は「B」 評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・前年度よりも人員の削減率は悪化しているが、「最終年度までに5 %削減」の目標達成は可能な状況であると考えられる。
金融機関	平均給与 （注1、注3）	機構平均給与 （注2、注3）																		
金融機関A（都市銀行）	7,986千円	7,914千円																		
金融機関B（都市銀行）	8,318千円	7,428千円																		
金融機関C（信託銀行）	8,566千円	8,574千円																		
金融機関D（政策金融機関）	10,461千円	7,828千円																		
(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材の活用を図るとともに、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図ること。	(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図る。	(4) リスク管理、証券、I T 等、高度な専門性が求められる分野について、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施、民間金融機関への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。		・民間機関からの出向形式等により、団体信用生命保険、I T 分野における専門家を確保し、業務に関する支援、助言等を受けた。また、専門能力向上のための研修等を実施し、専門能力の向上が期待される職員に対しては、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。																

4. その他参考情報
特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
7－3	機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途			
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 平成 24 年 6 月 29 日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、平成 26 年度末においては、団体信用生命保険等業務の財源に充てるため同積立金を 8,686 百万円取り崩し、平成 26 年度末の同積立金は 304,045 百万円となった。	＜評価と根拠＞ 評価：－	評価	－	

4. その他参考情報									
特になし									

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7－4	宿舎に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40％程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。	「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40％程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定し、実行する。	「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40％程度の削減を実現するため、平成 24 年度に策定した宿舎見直し計画を踏まえ、必要な取組を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 宿舎に関する事項について適切に取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ・廃止予定宿舎の平成 28 年度末までの確実な廃止に向け、入居世帯が少数であった代田宿舎、神田宿舎及び西新第 2 宿舎について、平成 26 年度末に空き家とし、今後、売却手続に着手する。 ・なお、宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40％程度の削減を実現するため、宿舎入居に関する年齢制限を措置することとしている（実施は平成 28 年度）。	＜評価と根拠＞ 評価：B 理由：左記の実績を踏まえ、B 評価とした。	評価 B	＜評価に至った理由＞ 第三期中期目標期間中に 40％程度の削減を実現するため、平成 24 年度に策定した宿舎見直し計画を踏まえた必要な取組が行われており、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価通り「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・「削減計画」に沿った取組が進め

							られている。
--	--	--	--	--	--	--	--------

4. その他参考情報
特になし

【別表 1 ～ 3】

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【法人単位】

別表 1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	220,025
政府出資金	125,276
財政融資資金借入金	1,050,000
民間借入金	451,500
住宅金融支援機構債券	7,563,250
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151
住宅金融支援機構住宅地債	75,861
買取債権回収金	4,299,426
貸付回収金	11,179,873
業務収入	4,232,257
その他収入	1,439,019
計	30,895,637
支 出	
業務経費	786,191
証券化支援業務関係経費	136,829
住宅融資保険業務関係経費	34,765
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612
住宅資金貸付等業務関係経費	509,039
既往債権管理業務関係経費	101,947
買取債権	5,405,900
貸付金	1,859,318
借入金等償還	18,134,472
支払利息	3,317,782
一般管理費	16,348
人件費	51,359
その他支出	1,184,437
計	30,755,807

【人件費の見積り】

期間中総額39,841百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	4,775,443
経常収益	4,770,650
資金運用収益	3,906,329
保険引受収益	412,397
役務取引等収益	4,801
補助金等収益	440,421
その他業務収益	620
その他経常収益	6,082
特別利益	4,792
その他特別利益	4,792
費用の部	4,387,814
経常費用	4,387,463
資金調達費用	2,996,821
保険引受費用	511,564
役務取引等費用	157,639
その他業務費用	51,240
営業経費	146,785
その他経常費用	523,414
特別損失	352
有形固定資産処分損	352
その他特別損失	-
純利益	387,628
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255
総利益	480,884

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	11,494,170
買取債権の取得による支出	5,405,900
貸付けによる支出	1,859,318
人件費支出	51,359
その他業務支出	812,049
国庫納付金の支払額	47,761
その他支出	3,317,782
投資活動による支出	970,671
財務活動による支出	18,264,034
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400
債券の償還による支出	6,775,196
財政融資資金借入金の返済による支出	10,851,876
リース債務の支払いによる支出	6,530
不要財産に係る国庫納付等による支出	123,031
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	1,324,355
資金収入	
業務活動による収入	20,318,394
買取債権の回収による収入	4,299,426
貸付金の回収による収入	11,179,873
買取債権利息収入	1,135,924
貸付金利息収入	2,695,542
その他業務収入	479,111
国庫補助金収入	220,025
その他収入	308,493
投資活動による収入	1,052,205
財務活動による収入	9,498,105
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500
債券の発行による収入	7,871,329
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000
政府出資金収入	125,276
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	1,184,525

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【証券化支援勘定】

別表１ 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	85,425
政府出資金	118,676
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	5,249,520
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	62,351
買取債権回収金	4,299,426
貸付回収金	-
業務収入	1,145,680
その他収入	1,188,125
計	12,149,202
支 出	
業務経費	141,094
証券化支援業務関係経費	141,094
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	5,405,900
貸付金	-
借入金等償還	3,850,033
支払利息	1,222,720
一般管理費	7,603
人件費	24,763
その他支出	1,461,924
計	12,114,037

【人件費の見積り】

期間中総額19,200百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	1,510,582
経常収益	1,510,582
資金運用収益	1,176,231
保険引受収益	6,054
役務取引等収益	124
補助金等収益	321,865
その他業務収益	620
その他経常収益	5,688
特別利益	-
その他特別利益	-
費用の部	1,400,757
経常費用	1,398,767
資金調達費用	985,074
保険引受費用	8,087
役務取引等費用	87,626
その他業務費用	45,969
営業経費	66,692
その他経常費用	205,318
特別損失	1,990
有形固定資産処分損	352
その他特別損失	1,638
純利益	109,826
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	109,826

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	6,831,905
買取債権の取得による支出	5,405,900
貸付けによる支出	-
人件費支出	24,763
その他業務支出	130,760
国庫納付金の支払額	47,761
その他支出	1,222,720
投資活動による支出	655,750
財務活動による支出	4,608,446
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	3,850,033
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	6,530
不要財産に係る国庫納付等による支出	69,837
他勘定短期借入金の純減額	43,899
他勘定長期借入金の返済による支出	638,146
次年度への繰越金	81,767
資金収入	
業務活動による収入	5,786,724
買取債権の回収による収入	4,299,426
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1,137,336
貸付金利息収入	-
その他業務収入	8,343
国庫補助金収入	85,425
その他収入	256,193
投資活動による収入	638,431
財務活動による収入	5,706,110
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	5,293,934
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	118,676
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	293,500
前年度よりの繰越金	46,603

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【住宅融資保険勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	6,000
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	31,334
その他収入	81,630
計	118,964
支 出	
業務経費	34,765
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	34,765
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	1,116
人件費	1,335
その他支出	67,734
計	104,949

【人件費の見積り】

期間中総額1,036百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	61,128
経常収益	61,014
資金運用収益	13,199
保険引受収益	47,776
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	39
特別利益	114
その他特別利益	114
費用の部	48,278
経常費用	48,271
資金調達費用	-
保険引受費用	44,018
役務取引等費用	27
その他業務費用	-
営業経費	4,226
その他経常費用	-
特別損失	7
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	7
純利益	12,850
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	12,850

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	37,215
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	1,335
その他業務支出	35,881
国庫納付金の支払額	-
その他支出	-
投資活動による支出	27,340
財務活動による支出	40,394
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	40,394
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	38,764
資金収入	
業務活動による収入	45,168
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	31,334
国庫補助金収入	-
その他収入	13,833
投資活動による収入	67,796
財務活動による収入	6,000
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	6,000
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	24,749

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	451,500
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	412,710
業務収入	44,026
その他収入	1,695
計	1,169,082
支 出	
業務経費	3,612
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	39,744
借入金等償還	1,049,000
支払利息	24,616
一般管理費	973
人件費	1,987
その他支出	51,000
計	1,170,932

【人件費の見積り】

期間中総額1,541百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	45,328
経常収益	45,259
資金運用収益	44,644
保険引受収益	-
役務取引等収益	49
補助金等収益	533
その他業務収益	-
その他経常収益	33
特別利益	68
その他特別利益	68
費用の部	33,962
経常費用	33,942
資金調達費用	25,480
保険引受費用	-
役務取引等費用	1,116
その他業務費用	46
営業経費	4,194
その他経常費用	3,107
特別損失	19
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	19
純利益	11,366
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	11,366

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	70,886
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	39,744
人件費支出	1,987
その他業務支出	4,539
国庫納付金の支払額	-
その他支出	24,616
投資活動による支出	51,000
財務活動による支出	1,049,000
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400
債券の償還による支出	541,600
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	5,292
資金収入	
業務活動による収入	457,898
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	412,710
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	43,944
その他業務収入	83
国庫補助金収入	-
その他収入	1,161
投資活動による収入	533
財務活動による収入	710,604
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500
債券の発行による収入	259,104
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	7,142

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	134,600
政府出資金	600
財政融資資金借入金	1,050,000
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	513,730
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	13,510
買取債権回収金	-
貸付回収金	783,390
業務収入	963,930
その他収入	442,969
計	3,902,729
支 出	
業務経費	933,420
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	933,420
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	1,819,574
借入金等償還	611,864
支払利息	177,063
一般管理費	5,452
人件費	11,105
その他支出	407,216
計	3,965,696

【人件費の見積り】

期間中総額8,615百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	1,120,922
経常収益	1,120,859
資金運用収益	230,246
保険引受収益	777,484
役務取引等収益	3,788
補助金等収益	103,952
その他業務収益	-
その他経常収益	5,389
特別利益	63
その他特別利益	63
費用の部	1,176,462
経常費用	1,176,399
資金調達費用	177,912
保険引受費用	882,954
役務取引等費用	21,833
その他業務費用	2,796
営業経費	38,915
その他経常費用	51,990
特別損失	63
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	63
純損失	△ 55,540
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255
総利益	37,716

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,979,938
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	1,819,574
人件費支出	11,105
その他業務支出	972,195
国庫納付金の支払額	-
その他支出	177,063
投資活動による支出	358,381
財務活動による支出	624,664
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	377,338
財政融資資金借入金の返済による支出	234,527
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	12,800
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	193,425
資金収入	
業務活動による収入	1,993,516
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	783,390
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	179,346
その他業務収入	860,452
国庫補助金収入	134,600
その他収入	35,728
投資活動による収入	331,373
財務活動による収入	1,575,127
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	524,527
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000
政府出資金収入	600
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	256,392

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【既往債権管理勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	1,800,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	9,983,772
業務収入	2,481,086
その他収入	736,565
計	15,001,423
支 出	
業務経費	101,947
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	101,947
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	12,623,574
支払利息	1,929,801
一般管理費	6,357
人件費	12,169
その他支出	172,107
計	14,845,955

【人件費の見積り】

期間中総額9,449百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	2,508,204
経常収益	2,501,931
資金運用収益	2,483,007
保険引受収益	-
役務取引等収益	839
補助金等収益	14,072
その他業務収益	-
その他経常収益	4,013
特別利益	6,274
その他特別利益	6,274
費用の部	2,199,078
経常費用	2,199,078
資金調達費用	1,844,773
保険引受費用	-
役務取引等費用	47,038
その他業務費用	6,237
営業経費	38,030
その他経常費用	263,000
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	-
純利益	309,126
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	309,126

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,044,443
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	12,169
その他業務支出	102,474
国庫納付金の支払額	-
その他支出	1,929,801
投資活動による支出	171,700
財務活動による支出	12,623,574
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	2,006,225
財政融資資金借入金の返済による支出	10,617,349
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	1,005,106
資金収入	
業務活動による収入	12,505,305
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	9,983,772
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	2,475,682
その他業務収入	7,856
国庫補助金収入	-
その他収入	37,996
投資活動による収入	696,117
財務活動による収入	1,793,763
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	1,793,763
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	849,639

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 1 平成26年度予算

【法人単位】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	135,828	130,869	△ 4,959	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	6,689	6,689	-	
財政融資資金借入金	228,000	49,500	△ 178,500	
民間借入金	88,300	88,200	△ 100	
住宅金融支援機構債券	1,909,018	1,401,816	△ 507,202	
住宅金融支援機構財形住宅債券	26,655	26,134	△ 520	
住宅金融支援機構住宅地債券	14,986	13,247	△ 1,739	
買取債権回収金	923,567	1,004,991	81,424	
貸付回収金	2,250,599	2,288,823	38,225	
業務収入	790,948	791,718	770	
その他収入	819,498	571,513	△ 247,985	
計	7,194,085	6,373,500	△ 820,586	
支 出				
業務経費	151,458	139,984	△ 11,474	
証券化支援業務関係経費	28,137	22,169	△ 5,968	
住宅融資保険業務関係経費	2,997	2,711	△ 286	
財形住宅資金貸付業務関係経費	780	552	△ 228	
住宅資金貸付等業務関係経費	103,145	99,607	△ 3,538	
既往債権管理業務関係経費	16,399	14,945	△ 1,454	
買取債権	2,122,812	1,612,291	△ 510,522	
貸付金	360,526	148,897	△ 211,628	
借入金等償還	3,636,947	3,619,998	△ 16,949	
支払利息	609,586	604,971	△ 4,614	
一般管理費	3,152	2,986	△ 167	
人件費	10,404	13,539	3,135	
その他支出	200,379	195,830	△ 4,549	
計	7,095,263	6,338,496	△ 756,767	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 1 平成26年度予算

【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	128,428	123,469	△ 4,959	①
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	6,689	6,689	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	10,000	10,000	-	
住宅金融支援機構債券	1,908,308	1,401,194	△ 507,114	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	14,884	13,153	△ 1,730	③
買取債権回収金	923,567	1,004,991	81,424	④
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	190,253	190,401	148	⑤
その他収入	447,374	391,831	△ 55,544	⑥
計	3,629,502	3,141,728	△ 487,774	
支 出				
業務経費	28,895	22,926	△ 5,968	
証券化支援業務関係経費	28,895	22,926	△ 5,968	⑦
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	2,122,812	1,612,291	△ 510,522	⑧
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	807,271	804,781	△ 2,490	⑨
支払利息	222,581	218,374	△ 4,207	⑩
一般管理費	1,436	1,373	△ 64	⑪
人件費	4,993	6,462	1,470	⑫
その他支出	435,465	435,328	△ 137	⑬
計	3,623,454	3,101,536	△ 521,918	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 補助金受入の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 買取債権回収金収入の増
- ⑤ 買取債権利息の増等
- ⑥ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等
- ⑦ 業務諸費の減等
- ⑧ 買取債権の取得の減
- ⑨ 債券の償還の減
- ⑩ 金融派生商品取引に係る支払利息の減等
- ⑪ 税金の減等
- ⑫ 人件費支出の増（決算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）
- ⑬ その他の業務支出の減等（予算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）

別表 1 平成26年度予算

【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	7,400	7,400	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	2,375	1,768	△ 607	①
その他収入	5,646	5,080	△ 566	②
計	15,421	14,248	△ 1,173	
支 出				
業務経費	2,997	2,711	△ 286	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	2,997	2,711	△ 286	③
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	178	147	△ 31	④
人件費	305	421	116	⑤
その他支出	11,739	8,716	△ 3,023	⑥
計	15,219	11,996	△ 3,224	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 保険料収入の減等
- ② 金銭信託の減少による収入の減等
- ③ 業務諸費の減等
- ④ 管理諸費の減等
- ⑤ 人件費支出の増（決算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）
- ⑥ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等（予算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）

別表 1 平成26年度予算

【財形住宅資金貸付勘定】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	78,300	78,200	△ 100	①
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	26,655	26,134	△ 520	②
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	68,801	68,563	△ 239	③
業務収入	5,875	6,045	170	④
その他収入	63	6	△ 57	⑤
計	179,693	178,948	△ 746	
支 出				
業務経費	780	552	△ 228	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	780	552	△ 228	⑥
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	2,150	283	△ 1,867	⑦
借入金等償還	172,000	172,000	-	
支払利息	2,724	2,725	2	
一般管理費	148	143	△ 5	
人件費	378	493	115	⑧
その他支出	147	32	△ 115	⑨
計	178,326	176,229	△ 2,097	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入額の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金収入の減
- ④ 貸付金利息の増等
- ⑤ 金銭信託の減少による収入の減等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸付の減
- ⑧ 人件費支出の増（決算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）
- ⑨ その他の業務支出の減（予算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）

別表 1 平成26年度予算

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	228,000	49,500	△ 178,500	①
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	710	622	△ 88	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅宅地債券	102	94	△ 8	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	115,481	138,796	23,315	③
業務収入	179,607	180,330	723	④
その他収入	255,414	140,885	△ 114,528	⑤
計	779,313	510,226	△ 269,087	
支 出				
業務経費	176,854	174,064	△ 2,790	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	176,854	174,064	△ 2,790	⑥
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	358,376	148,615	△ 209,761	⑦
借入金等償還	51,485	49,306	△ 2,178	⑧
支払利息	18,423	18,271	△ 152	⑨
一般管理費	816	787	△ 29	⑩
人件費	2,107	2,731	624	⑪
その他支出	53,502	109,858	56,355	⑫
計	661,563	503,631	△ 157,932	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入額の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金収入の増
- ④ 団信保険金収入の増等
- ⑤ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等
- ⑥ 団信保険料支出の減等
- ⑦ 貸付の減
- ⑧ 債券の償還の減
- ⑨ 債券利息の減
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 人件費支出の増（決算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）
- ⑫ 他勘定長期貸付の増等（予算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）

別表 1 平成26年度予算

【既往債権管理勘定】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	2,066,317	2,081,465	15,148	①
業務収入	487,904	488,985	1,081	②
その他収入	502,314	482,134	△ 20,180	③
計	3,056,535	3,052,584	△ 3,951	
支 出				
業務経費	16,399	14,945	△ 1,454	④
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	16,399	14,945	△ 1,454	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	2,606,191	2,593,911	△ 12,280	⑤
支払利息	370,361	370,110	△ 251	⑥
一般管理費	1,174	1,136	△ 39	⑦
人件費	2,622	3,431	810	⑧
その他支出	86,334	85,806	△ 528	⑨
計	3,083,081	3,069,339	△ 13,742	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付回収金収入の増
- ② 貸付金利息の増等
- ③ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等
- ④ 業務諸費の減等
- ⑤ 債券の償還の減
- ⑥ 債券利息の減等
- ⑦ 管理諸費の減等
- ⑧ 人件費支出の増（決算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）
- ⑨ その他の業務支出の減（予算額には、公庫厚生年金基金への特例掛金の支出額及び公庫企業年金基金への一括拠出金の支出額を計上しています。）

別表 2 平成26年度収支計画

【法人単位】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	925, 979	956, 514	30, 535	
経常収益	913, 467	943, 767	30, 299	
資金運用収益	713, 566	709, 319	△ 4, 246	
保険引受収益	92, 283	92, 725	442	
役務取引等収益	836	736	△ 100	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	91, 171	78, 859	△ 12, 312	
その他業務収益	45	48	4	
その他経常収益	15, 566	62, 079	46, 512	
特別利益	12, 511	12, 747	236	
費用の部	694, 409	682, 760	△ 11, 649	
経常費用	694, 409	682, 748	△ 11, 661	
資金調達費用	528, 941	524, 969	△ 3, 972	
保険引受費用	99, 581	96, 495	△ 3, 086	
役務取引等費用	27, 533	24, 699	△ 2, 833	
その他業務費用	9, 431	8, 879	△ 552	
営業経費	28, 924	25, 542	△ 3, 382	
その他経常費用	-	2, 164	2, 164	
特別損失	-	12	12	
純利益（又は純損失）	231, 569	273, 754	42, 184	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	8, 733	8, 686	△ 46	
総利益（又は総損失）	240, 302	282, 440	42, 138	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 2 平成26年度収支計画

【証券化支援勘定】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	290,872	279,751	△ 11,121	
経常収益	284,525	273,274	△ 11,251	
資金運用収益	199,671	195,796	△ 3,875	①
保険引受収益	2,451	4,160	1,709	②
役務取引等収益	18	18	0	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	81,529	72,463	△ 9,065	③
その他業務収益	45	48	4	
その他経常収益	811	788	△ 24	④
特別利益	6,347	6,477	130	⑤
費用の部	219,211	200,879	△ 18,333	
経常費用	219,211	200,867	△ 18,345	
資金調達費用	162,705	159,185	△ 3,520	⑥
保険引受費用	1,384	218	△ 1,166	⑦
役務取引等費用	16,154	15,071	△ 1,083	⑧
その他業務費用	10,036	9,500	△ 536	⑨
営業経費	12,345	11,013	△ 1,332	⑩
その他経常費用	16,587	5,880	△ 10,707	⑪
特別損失	-	12	12	
純利益（又は純損失）	71,661	78,872	7,211	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	71,661	78,872	7,211	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権利息の減等
- ② 責任準備金戻入額の増
- ③ 優良住宅整備促進事業等補助金収益の減等
- ④ 償却債権取立益の減等
- ⑤ 破綻取引先からの再生計画による弁済額の増
- ⑥ 債券利息の減等
- ⑦ 正味支払保険金の減
- ⑧ 金融機関手数料の減等
- ⑨ 債券発行費償却の減等
- ⑩ 業務諸費の減等
- ⑪ 貸倒引当金繰入額の減等

別表 2 平成26年度収支計画

【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	8,282	9,342	1,060	
経常収益	7,935	8,990	1,055	
資金運用収益	2,634	2,629	△ 5	①
保険引受収益	4,513	5,392	879	②
役務取引等収益	-	-	-	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	744	944	200	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	44	26	△ 18	
特別利益	347	352	5	
費用の部	3,828	3,240	△ 588	
経常費用	3,828	3,240	△ 588	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	2,984	2,565	△ 418	③
役務取引等費用	6	5	△ 1	④
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	838	553	△ 285	⑤
その他経常費用	-	116	116	⑥
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	4,454	6,103	1,649	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	4,454	6,103	1,649	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 預け金利息の減等
- ② 責任準備金戻入額の増等
- ③ 支払備金繰入額の減等
- ④ 金融機関手数料の減
- ⑤ 業務諸費の減等
- ⑥ その他の経常費用の増

別表 2 平成26年度収支計画

【財形住宅資金貸付勘定】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	6,614	6,739	125	
經常収益	6,184	6,301	117	
資金運用収益	5,700	5,881	182	①
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	8	6	△ 2	②
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	59	0	△ 58	③
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	417	412	△ 5	
特別利益	430	439	8	
費用の部	3,991	3,773	△ 218	
經常費用	3,991	3,773	△ 218	
資金調達費用	2,859	2,856	△ 3	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	225	206	△ 19	④
その他業務費用	5	5	△ 0	
営業経費	892	690	△ 202	⑤
その他經常費用	10	17	6	⑥
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	2,623	2,966	343	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	2,623	2,966	343	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の増等
- ② 支払方法変更手数料の減
- ③ 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ④ 金融機関手数料の減等
- ⑤ 業務諸費の減等
- ⑥ 抵当権移転登記引当金繰入額の皆増等

別表 2 平成26年度収支計画

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	201,058	203,187	2,129	
経常収益	198,658	200,767	2,109	
資金運用収益	30,350	29,561	△ 789	①
保険引受収益	157,312	155,971	△ 1,342	②
役務取引等収益	721	629	△ 93	③
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	7,351	4,692	△ 2,659	④
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	2,924	9,915	6,991	⑤
特別利益	2,400	2,420	20	⑥
費用の部	197,948	193,377	△ 4,570	
経常費用	197,948	193,377	△ 4,570	
資金調達費用	18,031	17,806	△ 225	⑦
保険引受費用	168,004	167,146	△ 858	⑧
役務取引等費用	3,067	1,551	△ 1,516	⑨
その他業務費用	18	17	△ 1	
営業経費	7,560	6,851	△ 709	⑩
その他経常費用	1,269	7	△ 1,262	⑪
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	3,110	9,810	6,699	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	8,733	8,686	△ 46	
総利益（又は総損失）	11,843	18,496	6,653	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の減等
- ② 団信特約料の減等
- ③ 受託手数料の減等
- ④ 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ⑤ 貸倒引当金戻入額の皆増等
- ⑥ 厚生年金基金代行返上益の増
- ⑦ 借入金利息の減等
- ⑧ 団信支払保険料の減等
- ⑨ 金融機関手数料の減等
- ⑩ 業務諸費の減等
- ⑪ 貸倒引当金繰入額の皆減等

別表 2 平成26年度収支計画

【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	515,824	540,940	25,115	
經常収益	512,838	537,880	25,043	
資金運用収益	480,510	480,534	24	①
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	89	83	△ 6	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	1,489	760	△ 729	②
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	30,749	56,504	25,755	③
特別利益	2,987	3,060	73	④
費用の部	366,103	364,937	△ 1,166	
經常費用	366,103	364,937	△ 1,166	
資金調達費用	349,850	349,631	△ 218	⑤
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	8,081	7,867	△ 214	⑥
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	7,925	7,077	△ 849	⑦
その他經常費用	247	362	114	⑧
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	149,721	176,003	26,282	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	149,721	176,003	26,282	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の増等
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の増等
- ④ 厚生年金基金代行返上益の増
- ⑤ 債券利息の減
- ⑥ 金融機関手数料等の減
- ⑦ 業務諸費の減等
- ⑧ 抵当権移転登記引当金繰入額の皆増

別表 3 平成26年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	3,260,313	2,523,312	△737,001	
買取債権の取得による支出	2,122,812	1,612,291	△510,522	
貸付けによる支出	360,526	148,897	△211,628	
人件費支出	10,404	13,539	3,135	
その他業務支出	154,977	141,604	△13,373	
国庫補助金の精算による返還金の支出	2,009	2,009	-	
その他支出	609,586	604,971	△4,614	
投資活動による支出	191,276	189,860	△1,416	
財務活動による支出	3,637,713	3,620,804	△16,910	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	90,800	90,800	-	
債券の償還による支出	1,374,190	1,357,241	△16,949	
財政融資資金借入金の返済による支出	2,171,957	2,171,957	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	767	722	△44	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	84	84	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	423,064	359,245	△63,819	
資金収入				
業務活動による収入	4,189,738	4,305,262	115,524	
買取債権の回収による収入	923,567	1,004,991	81,424	
貸付金の回収による収入	2,250,599	2,288,823	38,225	
買取債権利息収入	188,714	189,193	479	
貸付金利息収入	510,587	511,536	949	
その他業務収入	107,078	107,295	218	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	135,828	130,869	△4,959	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	73,365	72,554	△811	
投資活動による収入	730,701	482,652	△248,049	
財務活動による収入	2,267,686	1,581,065	△686,620	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	88,300	88,200	△100	
債券の発行による収入	1,944,697	1,436,676	△508,020	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	228,000	49,500	△178,500	
政府出資金収入	6,689	6,689	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	324,242	324,242	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 3 平成26年度資金計画

【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	2,378,759	1,859,415	△519,344	
買取債権の取得による支出	2,122,812	1,612,291	△510,522	①
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	4,993	6,462	1,470	②
その他業務支出	26,363	20,279	△6,085	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	2,009	2,009	-	
その他支出	222,581	218,374	△4,207	④
投資活動による支出	115,763	117,160	1,398	⑤
財務活動による支出	1,122,980	1,120,448	△2,532	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	807,271	804,781	△2,490	⑥
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	767	722	△44	⑦
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	2	2	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	314,943	314,943	-	
次年度への繰越金	97,775	131,920	34,145	
資金収入				
業務活動による収入	1,309,795	1,384,949	75,154	
買取債権の回収による収入	923,567	1,004,991	81,424	⑧
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	189,034	189,212	178	⑨
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	1,878	1,955	77	⑩
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	128,428	123,469	△4,959	⑪
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	66,889	65,322	△1,567	⑫
投資活動による収入	311,726	197,643	△114,084	⑬
財務活動による収入	2,002,028	1,554,624	△447,404	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	10,000	10,000	-	
債券の発行による収入	1,917,239	1,409,835	△507,404	⑭
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	6,689	6,689	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	68,100	128,100	60,000	⑮
前年度よりの繰越金	91,727	91,727	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権の取得の減
- ② 公庫企業年金基金への一括拠出金支払いによる人件費支出の増等
- ③ 業務諸費の減等
- ④ 債券利息の減等
- ⑤ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等
- ⑥ 債券の償還の減
- ⑦ リース債務の支払の減
- ⑧ 買取債権回収金の増
- ⑨ 買取債権利息の増
- ⑩ 破綻取引先からの再生計画による弁済額の増等
- ⑪ 国庫補助金収入の減
- ⑫ 金融派生商品受取利息の減等
- ⑬ 金銭の信託の減少による収入の減等
- ⑭ 債券発行額の減
- ⑮ 他勘定長期借入金の借入れによる収入の増

別表 3 平成26年度資金計画

【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	3,582	3,281	△301	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	305	421	116	①
その他業務支出	3,277	2,860	△417	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
投資活動による支出	11,637	8,637	△3,000	③
財務活動による支出	-	77	77	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	77	77	④
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	3,949	5,999	2,050	
資金収入				
業務活動による収入	12,328	11,898	△430	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	2,375	1,768	△607	⑤
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	7,400	7,400	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	2,552	2,730	177	⑥
投資活動による収入	3,094	2,350	△744	⑦
財務活動による収入	-	-	-	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	3,747	3,747	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 公庫企業年金基金への一括拠出金支払いによる人件費支出の増等
- ② 保険金支出の減等
- ③ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
- ④ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑤ 保険料収入の減等
- ⑥ 有価証券利息配当金の増等
- ⑦ 金銭の信託の減少による収入の減

別表 3 平成26年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	6,320	4,224	△2,097	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	2,150	283	△1,867	①
人件費支出	378	493	115	②
その他業務支出	1,070	723	△347	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	2,724	2,725	2	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	172,000	172,000	-	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	90,800	90,800	-	
債券の償還による支出	81,200	81,200	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	7,728	9,079	1,351	
資金収入				
業務活動による収入	74,680	74,613	△67	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	68,801	68,563	△239	④
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	5,844	6,011	167	⑤
その他業務収入	31	35	4	
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	4	4	1	
投資活動による収入	59	1	△58	⑥
財務活動による収入	104,949	104,329	△620	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	78,300	78,200	△100	⑦
債券の発行による収入	26,649	26,129	△520	⑧
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	6,361	6,361	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付けの減
- ② 公庫企業年金基金への一括拠出金支払いによる人件費支出の増等
- ③ 業務諸費の減等
- ④ 貸付回収金の減
- ⑤ 貸付金利息の増
- ⑥ 金銭の信託の減少による収入の減
- ⑦ 借入額の減
- ⑧ 債券発行額の減

別表 3 平成26年度資金計画

【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	560,111	347,168	△212,943	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	358,376	148,615	△209,761	①
人件費支出	2,107	2,731	624	②
その他業務支出	181,205	177,551	△3,654	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	18,423	18,271	△152	④
投資活動による支出	49,964	107,150	57,186	⑤
財務活動による支出	51,485	49,310	△2,174	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	40,997	38,819	△2,178	⑥
財政融資資金借入金の返済による支出	10,487	10,487	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	4	4	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	156,988	45,833	△111,155	
資金収入				
業務活動による収入	315,638	340,494	24,856	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	115,481	138,796	23,315	⑦
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	22,058	21,261	△797	⑧
その他業務収入	173,044	174,950	1,907	⑨
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	5,055	5,486	431	⑩
投資活動による収入	234,864	119,517	△115,346	⑪
財務活動による収入	228,809	50,212	△178,596	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	809	712	△96	⑫
財政融資資金借入金の借入れによる収入	228,000	49,500	△178,500	⑬
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	39,238	39,238	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付けの減
- ② 公庫企業年金基金への一括拠出金支払いによる人件費支出の増等
- ③ 役務費用の減等
- ④ 債券利息の減等
- ⑤ 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の増等
- ⑥ 債券の償還の減
- ⑦ 貸付回収金の増
- ⑧ 貸付金利息の減
- ⑨ 団信保険金収入の増等
- ⑩ 有価証券利息配当金の増等
- ⑪ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等
- ⑫ 債券発行額の減
- ⑬ 財政融資資金借入額の減

別表 3 平成26年度資金計画

【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	391,877	390,415	△1,462	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	2,622	3,431	810	①
その他業務支出	18,895	16,874	△2,021	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	370,361	370,110	△251	③
投資活動による支出	85,012	85,012	-	
財務活動による支出	2,606,191	2,593,911	△12,280	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	444,721	432,441	△12,280	④
財政融資資金借入金の返済による支出	2,161,470	2,161,470	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	156,623	166,415	9,791	
資金収入				
業務活動による収入	2,557,634	2,574,500	16,866	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	2,066,317	2,081,465	15,148	⑤
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	483,514	484,825	1,312	⑥
その他業務収入	4,435	4,688	254	⑦
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	3,369	3,521	152	⑧
投資活動による収入	498,901	478,084	△20,817	⑨
財務活動による収入	-	-	-	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	183,169	183,169	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 公庫企業年金基金への一括拠出金支払いによる人件費支出の増等
- ② 業務諸費の減等
- ③ 債券利息の減等
- ④ 債券の償還の減
- ⑤ 貸付回収金の増
- ⑥ 貸付金利息の増
- ⑦ 仮払金の回収による収入の増等
- ⑧ 有価証券利息配当金の増等
- ⑨ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の減等